

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人菊水会

社会福祉法人菊水会

きくがわ苑事業計画

高齢者サービス

【介護保険制度に基づく介護サービス】

施設サービス

介護老人福祉施設

特別養護老人ホームきくがわ苑…1～14

在宅サービス

短期入所生活介護

特別養護老人ホームきくがわ苑…1～7

介護予防短期入所生活介護

通所型サービス

きくがわ苑デイサービスセンター…15～17

第1号通所事業

在宅サービス（下関市委託事業）

介護予防短期宿泊事業

特別養護老人ホームきくがわ苑…1～7

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護

グループホームうぐいすの里 …18～20

認知症対応型共同生活介護「短期利用共同生活介護」

介護予防認知症対応型共同生活介護

社会福祉法人菊水会

障害者サービス

【障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス】

介護給付サービス

短期入所
日中ショートステイ

特別養護老人ホームきくがわ苑 …1～7

訓練等給付サービス

共同生活援助（包括型）
短期入所

グループホーム星の家 …21～24

多機能型事業所
就労継続支援 B 型
生活介護

まんてんの星 …25～30

地域相談支援給付・計画相談支援給付（下関市委託事業）

相談支援事業

まんてんの星相談室 …31～33

その他のサービス

福祉有償運送事業 …34

社会福祉法人菊水会

下関市委託事業

公益事業を目的とする事業

下関市菊川・豊田地域包括支援センター …35～36

社会福祉法人菊水会

にじの丘事業計画

高齢者サービス

【介護保険制度に基づく介護サービス】

在宅サービス

居宅介護支援
介護予防・日常生活支援総合事業

居宅介護支援事業所にじの丘 …37～38

訪問型サービス
第1号訪問事業
※居宅介護（障害福祉サービス）

訪問介護ステーションにじの丘 …39～40

※障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

地域密着型サービス

介護老人福祉施設

特別養護老人ホームにじの丘 …41～49

認知症対応型共同生活介護
認知症対応型共同生活介護「短期利用共同生活介護」
介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホームにじの丘 …50～51

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護にじの丘…52～53

公益事業を目的とする事業

【高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス】

サービス付き高齢者向け住宅事業

サービス付き高齢者向け住宅にじの丘 …54

【介護保険制度及び医療保険制度に基づくサービス】

訪問看護
介護予防訪問看護

訪問看護ステーションにじの丘 …55～56

令和6年度 特別養護老人ホームきくがわ苑（従来型） 事業計画
（介護保険法：短期入所生活介護・障害者総合支援法：短期入所・日中ショートステイ
下関市生活支援短期宿泊助成事業 含む）

1 目的

特別養護老人ホームは、老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。

2 方針

老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、敬愛、奉仕、誠実の精神をもって利用者の人格を尊重し、健康で楽しく、安らかで尊厳をもったその人らしい生活が、引き続きおくれる施設とする。

また法人基本理念『家庭の延長』『地域に開かれた法人』に根ざした、「あたたかい心のケア」「生きがいづくり」「安全管理」「質の高いサービス」そして職員の「自己研鑽」を基本方針として、以下の通りサービスを展開する。

施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の個別支援、機能訓練、健康管理及び療養上の個別支援を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らすことが可能となるよう法人全体で、医療（施設における医療ニーズへ可能な範囲で対応）、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる仕組みである地域包括ケアに取り組む。

また、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付き、地域貢献を重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

終末期にある利用者には、本人又は代理人等の要望により、同意を得ながら医師をはじめ各職種が協働して、看取り介護を行う。

令和6年度の法人目標を『人材の育成と定着』と定め、外国人を含む新人教育に力を入れ、育てることで利用者へのケアの質の向上及び職員が安心して働ける環境づくりに取り組む。新人職員の指導にあたることで、現職員も知識を深め、業務を振り返り、スキルアップを図る。その過程で、悩みや困っていることなどが生じた時に、相談しやすい環境を作り、職員の定着に努める。

3 目標

（1）運営の具体的目標

- ア 温かい心のこもった関わりと個別の援助により、利用者が尊厳をもって暮らすことができるよう努める。
- イ 利用者がその人らしい、当たり前前の生活を送り、幸せに暮らすために、一人ひとりの生活を大切にす。
- ウ 職員一人ひとりがサービス計画の目標に向かって、その達成に努力する。
- エ 新たな計画策定に必要な調査、研究を積極的に行い、常に斬新性を求め、運営管理及び利用者ニーズに応えるように努める。
- オ 事業計画、予算の企画・立案は各実務担当者との協議を行い、その実施について全職員一致協力し質の高い効果的なものにする。
- カ 各種研修会等に参加し、知識・技術の向上により、信頼と自信をもって職務を遂行する。
- キ 施設内が常に安全で明るく清潔な状態に保たれ、職員と利用者が信頼できる家庭的な環境づくりに努める。

- ク 地域福祉の推進に協力参加し又地域住民の方と共に介護等を学び(学ぶ場・機会をつくり)、地域の声を聴き、情報交換を行い、地域に親しまれ開放されたきくがわ苑づくりに努めるとともに、地域貢献に努力する。
- ケ 終末期にある利用者には、医師をはじめ各職種が協働して、本人又は代理人等の希望を聞き、同意を得ながら看取り介護（ターミナルケア）を行う。
- コ 災害時に地域住民の一員として、地域、他の福祉施設等の救援活動に努める。また地域住民の連携により、在宅の要援護者の受け入れ等を行えるよう、日頃より地域との相互協力関係を深めておく。
- サ 感染症の備えとして、職員は平時からマスクの着用、手洗い、手指消毒等を徹底し、施設内での感染防止に努める。また、必要物品の確保及び感染症対策に関するマニュアルを整備し、感染症が疑われる職員、利用者を認めた段階から適切な初期対応を行うことで、施設内での集団感染（クラスター）の防止に努める。
- シ BCP（業務継続計画）に基づき、災害や感染症発生時においても、必要なサービスが継続的に提供できる体制づくりに努める。

(2) サービスの具体的目標

- ア 利用者一人ひとりの生活状態を良く観察した上で必要な援助を行い、その変化を正確に評価しながら、次の援助計画と実践を重ね、援助に必要な専門職と密接な連携協力により、一連したサービスの提供に努める。
- イ その人らしさを尊重し、排泄、離床、衛生、食事等の基本的な個別のケアを着実に行う。
- ウ 健康管理は、嘱託医の診察による健康チェックに基づき行う。
- エ 食事は、嗜好とバランスのとれた献立を作り、家庭的で心のこもった食事を提供し、個々の利用者の栄養状態、健康状態を配慮した栄養管理を行う。
- オ 利用者援助の柱として、趣味やクラブ活動、レクリエーション等の援助を通して余暇活動の充実を個別に図り、豊かな生活づくりを支援する。
- カ 利用者及び代理人の希望や申し出を十分受け入れ考慮するとともに、代理人等との連携、ふれあいを大切にする。
- キ 苑だよりの発行等により代理人との連携を密にし、信頼関係の構築に努めるとともに、代理人に対し積極的に助言、協力をを行う。
- ク 短期入所においては介護予防を目的として、事業所において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の個別支援及び機能訓練を行う。
- ケ 医師が終末期にあると判断した利用者について、本人又は代理人等の要望があれば、医師、看護師、介護職員等が協働して、本人又は代理人等の同意を得ながら看取り介護を行う。

(3) 施設サービスの方針

- ア ユニットケアを通しての家庭的個別ケアを方針とし、心身の状況等に応じて要介護状態の軽減または悪化の防止に資する。
- イ 施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するとともに、利用者またはその代理人に対し、懇切丁寧を旨として理解しやすいように必要な説明を行う。
- ウ サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- エ 自己評価及び満足度調査を行い、結果を情報公開し、常にその改善を図るよう努める。
- オ 利用者及び代理人の思いに添った終末期の看取り介護（ターミナルケア）に努める。
- カ 利用者の体調の変化をいち早く発見し、対処することにより、感染症の感染拡大防止に努める。

4 併設しておこなう事業等

- (1) (併設型) 短期入所生活介護（介護保険法）
- (2) 介護予防短期入所生活介護（介護保険法）
- (3) (障害者) 短期入所（障害者総合支援法）

身体障害者・知的障害者・児童を主たる利用者とし、必要な日常生活上の支援等を宿泊をとまなつて行うことにより、利用者の社会参加及び心身機能の維持並びに利用者の代理人の身体的及び精神的負担の解消を図る。

(4) (障害者) 日中ショートステイ (地域活動支援センター基礎的事業)

身体障害者・知的障害者・児童を主たる利用者とし、心身その他の状況並びにその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に、日中のみ受け入れて行うものとする。

(5) 生活支援短期宿泊事業の受託

下関市内に居住するおおむね 65 歳以上の要支援認定又は要介護認定を受けていない方で、在宅生活が一時的に困難な一般高齢者、又は特定高齢者の方を、施設において短期間対応する。

5 施設の行事 (各行事については、新型コロナウイルスの流行状況により開催の可否・縮小等及び地域住民の参加について判断する)

(1) 主な年間行事

地域との交流を大きな目的として、8月に夏まつりを行う。

(2) その他の行事

- ・季節感と潤いのある生活を目的として、希望や季節に応じた行事を行う。
(花見、七夕、そうめん流し、敬老会、クリスマス会、忘年会、もちつき、節分等)
- ・外出 (菖蒲見物、外食等) や、地域の行事に参加する。

(3) クラブ活動

利用者の希望や意向を尊重し、クラブ活動を行うことにより、趣味や特技を生かした余暇の充実を図る。(いけばな、習字等)

(4) リハビリテーション

その人らしい生活を再び取り戻す為の働きかけとして、日々の生活リハビリ等を行う。

(5) オレンジカフェまんてん (高齢者の方、認知症の方やそのご家族・地域住民の方・介護職・看護職・認知症サポーター・お子様など、どなたでも利用できるカフェ) — 法人全体
菊水会の地域交流委員会 (以前は地域の方々と法人職員の相互参加型勉強会「地域で学びま専科」を主催していた) と地域包括支援センターが中心となり、2ヶ月 (奇数月) に1回、原則第3土曜日、場所は「まんてんの星」で実施 (当法人主催)。

6 食事と調理

(1) ユニットケアを通して、利用者と職員がコミュニケーションをとりながら豊かな食事環境を作る。

(2) 利用者の状態を把握し、個々に見合った対応をする。

- ・薄味で栄養のバランスのとれた食事
- ・「食事が楽しみ」と言ってもらえるような嗜好調査を活かした献立、個人の好みを加味した献立
- ・食べやすさを重視した調理・盛りつけの工夫

(3) 「心の温もり」を感じてもらえるような献立・調理・配色についての工夫をする。

(4) 調理してから食事が手元に届くまでの時間をより短くし、安全かつ衛生的であるよう細心の注意を払う。

(5) 給食サービス事業が一層向上するよう、委託業者と各担当者が協議し充実を図る。

(6) 利用者の栄養状態・健康状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントを行う。

(7) 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供する。

7 施設の管理

(1) 職員の配置

職 種	人員 計(名)	内 訳		職 務 内 容
		他職種との兼務	非常勤	
施設長	1	他部署施設長・管理者		統括に関すること
本部長	1	法人本部統括		法人事務の統括に関すること
事務員	5			総務・会計に関すること
生活相談員	2			相談・援助に関すること
介護支援専門員	2	介護職員(1)	1	施設サービス計画に関すること
介護職員	29	介護支援専門員(1)	8	介護に関すること
看護職員	7		2	看護及び保健衛生に関すること
機能訓練指導員	2	介護職員(1)	(PT) 委託	機能訓練に関すること
管理栄養士	1			給食及び栄養管理に関すること
医師(嘱託医)	2		2	診療に関すること
その他	10		10	庶務、清掃、宿直(委託)

※ 介護職以外の職種はユニット型兼務。

(2) 介護サービス以外の一般業務

区 分	業 務 の 内 容
防 災	①消防計画及び防災設備等の自主点検(防火管理者) ②火気使用場所での自主点検(火気取締責任者) ③夜間勤務介護職員(①従来型3名 ②ユニット型2名)、宿直員1名
住 環 境	①臭気に対する気配り 冷暖房機による室温調節 ②居室等の調度品の調達及び模様替え ③介護備品(車椅子、ベッド等)の清掃と管理
金品の管理	①現金および預金通帳の保管・管理 ②物品は氏名を明記して保管する ③預かり品は、預かり書を発行する
衛 生	①調理に従事するものの検便を毎月実施する ②疥癬等の寄生虫の感染防止に努め、その対策を行う ③手指消毒器を使用し、感染防止に努める
緊急事態の対応	①緊急通報システムの使用による招集訓練の実施 ②夜間における火災等の想定訓練の実施 ③夜間における行方不明者の捜索体制の確立

(3) 業務に係る主な帳簿(財務関係は省略)

種 別	内 容
庶務日誌	施設一般事項について記載する
出張伺簿	出張の命令を受ける
時間外勤務命令簿	時間外勤務の命令を受ける
勤務諸届簿	年休等の管理
勤務交替簿	勤務を交代するときに記載し許可を得る
物品購入伺	消耗品・日用品購入時に記載し、許可を得る
修理・点検伺	修理・点検必要時に記載し、許可を得る
ケースファイル	生活歴、サービス内容その他の記録
介護日誌	介護に関すること等一日の出来事を記録する

看護日誌	看護に関することを記録する
生活相談員日誌	相談援助に関することを記録する
介護支援専門員日誌	施設介護支援に関することを記録する
機能訓練指導員日誌(ケースファイルに記録)	機能訓練に関することを記録する
献立表	食事の内容
検食簿	給食の評価に関する記録
金銭出納簿	金銭出納に関することを記録する

(4) 会議

種 別	実 施 内 容
朝礼	夜勤者及び各部署の連絡、報告、「職場の教養」輪読
全職員会議(月 1 回)	研修報告、連絡、報告、検討課題協議、研修
法人運営会議(月 1 回)	施設全体及び各部署の運営等に関する協議
給食会議(月 1 回)	給食について、委託業者を交えて協議
保健会議(月 1 回)	保健衛生全般について、嘱託医を交えて協議
栄養ケアマネジメント会議(月 1 回)	多職種で、入居者の栄養状態について協議
ユニット会議(月 1 回)	各ユニットの介護、看護等に関する協議
リーダー会議(月 1 回)	各ユニット間の連絡、調整
サービス担当者会議(随時)	個別サービスに関する協議

(5) 委員会

種 別	実 施 内 容
夏まつり実行委員会(随時)	夏まつりの企画実行に関する事
広報委員会(随時)	広報誌の発行に関する事
セーフティケア委員会(月 1 回)	事故発生防止に関する事、安全対策に関する事
感染対策委員会(月 1 回)	感染症に関する事
身体的拘束適正化委員会(月 1 回)	身体拘束廃止に関する事
褥瘡対策委員会(月 1 回)	褥瘡の予防・処置に関する事
安全衛生委員会 (月 1 回)	労働者の危険又は健康障害・メンタルヘルスに関する事
苦情解決委員会(年 1 回) 虐待防止委員会(年 1 回)	苦情に関する事。虐待防止対策に関する事。 第三者委員へ年間の苦情及び虐待内容報告
リスクマネジメント委員会(月 1 回)	リスクマネジメントに関する事
グローアップ委員会(月 1 回)	法人内の研修に関する事
入居検討委員会(年 2 回 9、3 月)	入居申込者名簿(入居の必要性の高い順)・入居決定に関する事
地域交流委員会(随時)	オレンジカフェに関する事(地域貢献)

(6) 防災計画 ※防災計画とは別にBCP(事業継続計画)の研修及び訓練を年 2 回ずつ実施する

時 期	内 容
4 月	防災計画に関する検討
6 月	災害時避難訓練
8 月	救急法に関する講習
9 月	火災避難訓練(通報・避難・消火)(夜間想定)
3 月	火災避難訓練(通報・避難・消火)
5, 6, 9, 12, 3 月	防災設備、危険物、建物等の点検

8 研修

サービスの質の向上に向けて、積極的に各種研修に参加するとともに、施設内に置いても組織的、計画的に研修（新任職員研修、中堅職員研修、リーダー研修等）を実施する。自主的な研修会、勉強会、資格取得を奨励してサービスと職員の資質の向上に努める。

法人全体の勉強会としてのグローアップ委員会は、月1回講師とテーマを決めて、勉強会を実施。

9 健康管理

(1) 嘱託医及び協力医療機関

①医師(嘱託)の診療

医療機関・医師	診療科目	勤務の形態
青柳内科医院 青柳龍平 青柳俊平（産業医）	内科 消化器内科 循環器内科 リハビリテーション科	週 1～2回 13：30～14：30 緊急時対応

②協力医療機関

医療機関名	診療科目	受診を必要とする理由
山口県済生会豊浦病院	総合診療	入院・検査を必要とする場合
関門医療センター	総合診療	入院・検査を必要とする場合
むらしま歯科菊川診療所	歯科	歯科の診療を必要とする場合
植田歯科医院	歯科	歯科の診療を必要とする場合

※そのほか必要診療科目に応じて、王司病院、豊田中央病院などへの受診をしている

(2) 入居者の健康管理について…医務課管理

- ① 体重測定：月1回
- ② 検 温：入浴日、体調不良時
- ③ 血圧測定：週1回（記録用紙をFAXにて嘱託医に報告）
- ④ 採血・心電図：年1回
- ⑤ 胸 写：年1回（全員実施。65歳以上の入居者は、実施結果を下関保健所に報告）
- ⑥ 長谷川式認知症スケール(テスト)：年1回、必要時
- ⑦ 予防接種の推進
 - ・インフルエンザ予防接種（11月頃）：全額施設負担
 - ・肺炎球菌ワクチン(入居時希望確認)：全額自己負担
 - ・新型コロナウイルスワクチン予防接種：必要時、希望者のみ

(3) 職員の健康管理について…医務課管理

- ①健康診断：年2回4月・10月実施。労働基準局に報告、専用用紙あり。年内に報告。
 - ・4月…受診済みの新規採用者を除く全職員(菊水会)対象。
 - ・10月…夜勤者のみ。生活習慣病予防健診を兼ねても可。
- ②予防接種の推進
 - ・10月インフルエンザ予防接種の実施：一部施設負担あり
 - ・B型肝炎予防接種：一部施設負担あり
 - ・新型コロナウイルスワクチン予防接種：R6.3.31で全額公費負担終了
- ③職員の健康相談
- ④その他
 - ・衛生管理自己点検 — 年2回実施（5月・11月）

(4) 安全衛生委員会…法人全体（産業医参加）

職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項について十分な調査審議を行うために設置する。

主な内容

- ・安全衛生に関する計画の作成・実施・評価・改善（年間計画含む）

- ・安全衛生教育の実施計画の作成（腰痛予防含む）：全職員会議等で実施
- ・長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策
- ・労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策としてストレスチェックを年1回実施（9～10月）

（5）感染症対策

感染症への対策として、厚生労働省からの通知等を参考に対応する。また、平時より標準予防策を実施するとともに、感染流行時には以下の対策を行うことで、施設内の感染予防に努める。

- ・施設内に立ち入る来苑者については、手指消毒とマスク着用を徹底し、検温を行い、連絡先等を記録する。
- ・職員は出勤前に検温を行う。定期的に抗原検査を実施する。体調が悪い時は上司に報告し指示を仰ぐ。
- ・定期的に施設内の換気と手すり等のアルコール消毒を行う。
- ・流行の状況により、必要に応じて面会制限や立ち入り制限を行う。

10 ボランティア、体験学習等

ボランティア活動に対しては積極的に受け入れ、施設地域間の相互交流を推進する。ボランティア登録制度を作り、ボランティアと職員が協力して福祉の向上を図る。また、介護の体験学習を希望する者に対し受け入れを行い、介護の体験を提供する。

令和6年度 きくがわ苑地域交流ホーム・介護者教育室・ボランティア宿泊室 及び
まんでんの星食堂兼多目的室・障害福祉作業所まんでんの星(旧:菊川作業所星のかくれんぼ)
運営計画

1 目的

地域住民等との交流拠点として、以下のとおり機能することを目的とする。

- ①法人施設及び設備等を活用しての交流イベントや日常的な交流活動
- ②法人施設及び設備等を地域の社会資源として、地域ボランティアや特定非営利団体の福祉活動に対する積極的協力・支援による、施設地域間の相互交流の促進
- ③イベント等への地域住民の参加
- ④ボランティアの受け入れや地域の元気高齢者の活動の場としての活用

2 方針

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）に示されている理念に基づき、地域福祉の拠点的地位にある本施設が、老人福祉を地域福祉の出発点とし、開かれた施設として、医療・保健等関係機関及び民間諸団体との連携のもと地域に即した創意と工夫により、地域社会との交流を深める中で地域住民の福祉に対する意識の向上と活動への積極的参加及び福祉サービスの総合的な提供を目指しながら、地域福祉の向上に努める。

3 活動目標

運営方針に基づき、施設を住民交流の場、福祉問題の学習の場、各分野の団体の連絡・調整の場として、地域福祉活動の推進拠点、地域の社会資源となるよう、次の2点に活動目標を置く。

(1) 広報活動

地域に開かれた施設とする為には、実情の認識が第一である。そのためには利用者の生活状況をはじめとし、施設職員の活動状況や行事等についての広報活動に努め、関心を強くし、施設と地域との一体的活動への足がかりとする。

また、地域福祉のための福祉サービスを行うには、相談・情報提供は欠かせない活動であるので、その効果的情宣活動に努める。

さらに老人福祉のみに限定せず、広い立場での住民との交流・交歓の場、地域住民の福祉活動の場とするための広報活動に努め、その中で地域福祉に対する意識化を図る。

(2) 体験・実習活動

要介護者等に適切なサービスを提供するには、「自分はその身になって考え、行動する」ことが重要である。そのためには施設等を利用しての体験学習や実習、また社会福祉活動への参加等により、社会福祉への関心を高める。

特に若い人々への啓発活動として、高齢者に接することにより家庭生活のあり方を考え、人生の先達の姿より自分を見つめなおし、社会福祉への足がかりとする。

(3) 地域における公益的な活動

これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、全ての人が生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に積極的に貢献していく。

4 活動計画

老人福祉の観点に立った場合、要介護者等が今日も一日楽しかったという満足感を味わえるようにする工夫が大切である。そのために介護者の英知を結集し、常に新しさを求め、マンネリ化防止に努めることが大きな課題である。

また地域住民に開かれた共用スペースとして、学習や交流の面で幅広く活動の輪を広げ、地域に密着する為に創意工夫を凝らすことが大切である。

以上の諸点に留意しながら、次の具体的活動の推進に努める。

(1) 広報活動

ア 広報誌の発行

堅苦しくなく、親しみのもてる広報紙を発行し、PRに努める。

イ ホームページの更新

情報の公開及び発信に努め、開かれた施設を目指す。

新しい情報が発信できるよう努める。

ウ 特別行事の広報案内

施設内の行事(夏まつり、文化祭、敬老会等)を広報案内し、広く参加を求め、施設に対する理解と認識を高めると共に地域福祉の向上に資する。

エ 相談活動の広告案内

法人内の各事業所が協力・連携し、相談活動の紹介案内を行う。

また必要に応じて他の相談機関等の紹介も行う。

オ 施設見学の受け入れ

来苑者の要望及び施設(福祉)に対する認識(知識・理解度)等を来苑前に十分確認し、可能な範囲で要望にお答えするとともに来苑者の方々の施設認識等に合わせ、理解していただき易い説明に努める。

(2) 体験・実習活動

ア 中・高校生対象のボランティア活動の実施

夏期休暇を利用してボランティア(宿泊を伴う場合含む)を行い、高齢者介護、行事の手伝い等を通して体験学習をする。

イ 小・中学生対象の職場体験の受け入れ

教育課程(課外学習)の一環で、将来への職業観を身に着けることを目的として職場体験をする。

ウ 高校生、福祉専門学校、大学生等の専門実習及びインターンシップ(就労体験)の受入

近隣の高校・福祉専門学校等との連携により、福祉教育実習の場とする。

事前オリエンテーションにて、実習生が主体的に具体的実習目標を立て、短期間の実習の充実化を図る。

最終日に反省会を開き、実習生側から反省・感想等、実習指導者側からは、指導そして今後の学習及び将来の仕事等に役立つ助言をする。

また、インターンシップで、学生が福祉現場での実際の業務や働く環境の体験を通じて、福祉の業務内容や働くことの理解を深めることができる。

エ 小学校の福祉関連授業への協力

来苑による触れ合い活動及び学校へ訪問し児童の質問に答え、触れ合い活動の支援を行う。

オ 小学生、保育園・幼稚園児による施設訪問活動

発表、レクリエーション、ボランティア活動等による施設利用者との交流活動を行い、幼少時より高齢者・障害者の方と触れ合う機会を提供する。

カ 地域の諸種会合への会場提供

地域内自治会・ボランティア団体・青年団等各種団体の会議その他会合への会場を提供し、地域との交流を深める。

(3) 地域における公益的な活動

ア 福祉活動の協力・支援

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・山口(知的障害者へスポーツトレーニングと競技会を提供する国際的組織で、現在菊川町において競泳プログラム実施)の運営協力及びイベント等での法人施設・設備を提供し、活動を支援する。

イ 『オレンジカフェまんてん』の運営

高齢者の方、認知症の方やそのご家族・地域住民の方・介護職・看護職・認知症サポーター・お子様など、どなたでも利用できるカフェの運営

2ヶ月（奇数月）に1回、原則第3土曜日、場所は「まんてんの星」で実施（当法人主催）。

5 運営の実際

施設の利用者に対する日常のサービス提供に支障のない限り、地域交流の場として提供する。

(1) 計画立案

運営の実際、特に行事等の計画立案及び運営については、法人運営会議（各部署責任者）で協議し、相互の連絡調整を図りながら実施上の具体案を作成する。

(2) 職員の配置

活動内容によって、生活相談員、事務職、関係専門職員などを配置し対応にあたる。状況によっては職員全員が協力して対応する。

(3) 利用施設

活動内容により、それぞれに必要な施設を提供する。特に、利用者代理人や友人が面会の際に利用者と共に宿泊する場合やボランティア、実習生等宿泊を必要とする場合は、ボランティア宿泊室、談話室（和室）、和室等を提供し、また、非営利団体等のイベントやミーティング会場として、介護者教育室、まんてんの星食堂兼多目的室・障害福祉作業所まんてんの星等を提供する。

1 目的

特別養護老人ホームは、老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。

2 方針

老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、敬愛、奉仕、誠実の精神をもって利用者の人格を尊重し、健康で楽しく、安らかで尊厳をもったその人らしい生活が、利用者のペースで引き続きおくれる施設とする。

また法人基本理念『家庭の延長』『地域に開かれた法人』に根ざした、「あたたかい心のケア」「生きがいづくり」「安全管理」「質の高いサービス」そして職員の「自己研鑽」を基本方針として、以下の通りサービスを展開する。

施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットを重視した、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の個別支援、機能訓練、健康管理及び療養上の個別支援を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した普通の日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

利用者が住み慣れた地域で生活し続けることが可能となるよう法人全体で、医療（施設における医療ニーズへの可能な範囲での対応）、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる仕組みである地域包括ケアに取り組む。

また、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付き、地域貢献を重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

終末期にある利用者には、本人又は代理人等の要望により、同意を得ながら医師をはじめ各職種が協働して、看取り介護を行う。

令和6年度の法人目標を『人材の育成と定着』と定め、外国人を含む新人教育に力を入れ、育てることで利用者へのケアの質の向上及び職員が安心して働ける環境づくりに取り組む。新人職員の指導にあたることで、現職員も知識を深め、業務を振り返り、スキルアップを図る。その過程で、悩みや困っていることなどが生じた時に、相談しやすい環境を作り、職員の定着に努める。

3 目標

（1）運営の具体的目標

- ア 心と心のつながりを大切にし、温かい心のもった家庭的な関わりと個別の援助により、利用者が尊厳をもって暮らすことができるよう努める。
- イ 利用者がその人らしい、当たり前な生活を送り、幸せに暮らすために、一人ひとりの生活を大切にす。
- ウ 職員一人ひとりがサービス計画の目標に向かって、その達成に努力する。
- エ 新たな計画策定に必要な調査、研究を積極的に行い、常に斬新性を求め、運営管理及び利用者ニーズに応えるように努める。
- オ 事業計画、予算の企画・立案は各実務担当者との協議を行い、その実施について全職員一致協

力し質の高い効果的なものにする。

- カ 各種研修会等に参加し、知識・技術の向上により、信頼と自信をもって職務を遂行する。
- キ 施設内が常に安全で明るく清潔な状態に保たれ、職員と利用者が信頼できる家庭的な環境づくりに努める。
- ク 地域福祉の推進に協力参加し又地域住民の方と共に介護等を学び(学ぶ場・機会をつくり)、地域の声を聴き、情報交換を行い、地域に親しまれ開放されたきくがわ苑づくりに努めるとともに、地域貢献に努力する。
- ケ 終末期にある利用者には、医師をはじめ各職種が協働して、本人又は代理人等の希望を聞き、同意を得ながら看取り介護（ターミナルケア）を行う。
- コ 災害時に地域住民の一員として、地域、他の福祉施設等の救援活動に努める。また地域住民の連携により、在宅の要援護者の受け入れ等を行えるよう、日頃より地域との相互協力関係を深めておく。
- サ 感染症の備えとして、職員は平時からマスクの着用、手洗い、手指消毒等を徹底し、施設内での感染防止に努める。また、必要物品の確保及び感染症対策に関するマニュアルを整備し、感染症が疑われる職員、利用者を認めた段階から適切な初期対応を行うことで、施設内での集団感染（クラスター）の防止に努める。
- シ BCP（業務継続計画）に基づき、災害や感染症発生時においても、必要なサービスが継続的に提供できる体制づくりに努める。

（2）サービスの具体的目標

- ア 利用者一人ひとりの生活状態を良く観察した上で必要な援助を行い、その変化を正確に評価しながら、次の援助計画と実践を重ね、援助に必要な専門職と密接な連携協力により、一連したサービスの提供に努める。
- イ その人らしさを尊重し、排泄、離床、衛生、食事等の基本的な個別のケアを着実に行う。
- ウ 健康管理は、嘱託医の診察による健康チェックに基づき行う。
- エ 食事は、嗜好とバランスのとれた献立を作り、家庭的で心のこもった食事を提供し、個々の利用者の栄養状態、健康状態を配慮した栄養管理を行う。
- オ 利用者援助の柱として、趣味やクラブ活動、レクリエーション等の援助を通して余暇活動の充実を個別に図り、豊かな生活づくりを支援する。
- カ 利用者及び代理人の希望や申し出を十分受け入れ考慮するとともに、代理人等との連携、ふれあいを大切にする。
- キ 苑だよりの発行等により代理人との連携を密にし、信頼関係の構築に努めるとともに、代理人に対し積極的に助言、協力を行う。
- ク 医師が終末期にあると判断した利用者について、本人又は代理人等の要望があれば、医師、看護師、介護職員等が協働して、本人又は代理人等の同意を得ながら看取り介護を行う。

（3）施設サービスの方針

- ア ユニットケアを通しての家庭的個別ケアを方針とし、心身の状況等に応じて要介護状態の軽減または悪化の防止に資する。
- イ 施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するとともに、利用者またはその代理人に対し、懇切丁寧を旨として理解しやすいように必要な説明を行う。
- ウ サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- エ 自己評価及び満足度調査を行い、結果を情報公開し、常にその改善を図るよう努める。

- オ 利用者及び代理人の思いに添った終末期の看取り介護（ターミナルケア）に努める。
- カ 利用者の体調の変化をいち早く発見し、対処することにより、感染症の感染拡大防止に努める。

4 施設の行事（各行事については、新型コロナウイルスの流行状況により開催の可否・縮小等及び地域住民の参加について判断する）

（1）主な年間行事

地域との交流を大きな目的として、8月に夏まつりを行う。

（2）その他の行事

- ・季節感と潤いのある生活を目的として、希望や季節に応じた行事を行う。
（花見、七夕、そうめん流し、敬老会、クリスマス会、忘年会、もちつき、節分等）
- ・外出（菖蒲見物、外食等）や、地域の行事に参加する。

（3）クラブ活動…地域住民が講師をされる、俳句、押し花は、コロナが終息しなければ4年度も中止。 利用者の希望や意向を尊重し、クラブ活動を行うことにより、趣味や特技を生かした余暇の充実を図る。（いけばな、習字等）

（4）リハビリテーション

その人らしい生活を再び取り戻す為の働きかけとして、日々の生活リハビリを行う。

（5）オレンジカフェまんてん（高齢者の方、認知症の方やそのご家族・地域住民の方・介護職・看護職・認知症サポーター・お子様など、どなたでも利用できるカフェ）— 法人全体 菊水会の地域交流委員会（以前は地域の方々と法人職員の相互参加型勉強会「地域で学びま専科」が主催していた）と地域包括支援センターが中心となり、2ヶ月（奇数月）に1回、原則第3土曜日、場所は「まんてんの星」で実施（当法人主催）。

5 食事と調理

- （1）ユニットケアを通して、利用者と職員がコミュニケーションをとりながら、温かく和やかな食事環境を作る。
- （2）利用者の状態を把握し、個々に見合った対応をする。
 - ・薄味で栄養のバランスのとれた食事。
 - ・「食事が楽しみ」と言ってもらえるよう、嗜好調査を活かし、また個人の好みを加味した献立
 - ・食べやすさを重視した調理・盛りつけを工夫。
- （3）「心の温もり」を感じてもらえるような献立・調理・配色・栄養についての工夫。
- （4）食器は温かい家庭の雰囲気を味わえるよう陶器で提供。
- （5）調理してから食事が手元に届くまでの時間をより短くし、安全かつ衛生的であるよう細心の注意を払う。
- （6）各ユニットでご飯を炊き、炊き立てのご飯の香り、味を提供。
- （7）給食サービス事業が一層向上するよう、委託業者と各担当者が協議し充実を図る。
- （8）利用者の栄養状態・健康状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントを行う。
- （9）利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供する。

6 施設の管理

(1) 職員の配置

職 種	人員 計(名)	内 訳		職 務 内 容
		兼務	非常勤	
施設長	1	他部署施設長・管理者		統括に関すること
法人本部長	1	法人本部統括		法人事務の統括に関すること
事務員	5			総務・会計・庶務に関すること
生活相談員	2			相談・援助に関すること
介護支援専門員	1	介護職員（1）		施設サービス計画に関すること
介護職員	20	介護支援専門員（1）	4	介護に関すること
看護職員	7		2	看護及び保健衛生に関すること
機能訓練指導員	2	介護職員（1）	(PT) 委託	機能訓練に関すること
管理栄養士	1			給食及び栄養管理に関すること
医師（嘱託医）	2		2	診療に関すること
その他	10		10	庶務、清掃等

※ 介護職以外の職種は特養（従来型）との兼務。

(2) 介護サービス以外の一般業務

以下従来型に同じ

令和6年度 きくがわ苑デイサービスセンター 事業計画
(通所介護・第1号通所事業)

1 目的

要介護・第1号通所事業対象状態にある高齢者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

2 方針

高齢化の進展に伴う要介護・要支援等高齢者の増加、あわせて在宅介護者の希薄化が進む現状のもとで、これらの方々の生活の助長、社会的孤立感の解消、さらに生活機能の維持・向上を積極的に図ると共に、家庭における介護者の精神的、肉体的負担を極力軽減する為に、「きくがわ苑デイサービスセンター」に通所していただき、各種サービスを提供することにより、利用者が尊厳をもって心安らぐ日常生活が送られるように努める。

令和6年度の法人目標を「人材の育成と定着」と定める。限られた時間の中で効率よく、質の高い研修等を行い、職員のスキルアップを図り、より質の高いケアの提供を行う。職員教育に力を入れ働きやすい職場づくりを行うことで雇用・定着率の向上につなげる。

傾聴スキルの向上を図り、一人ひとりのニーズや思いを把握し、地域や家庭の中での居場所や出番作りに努め、その方らしい在宅生活を送れるよう援助していく。

3 内容

利用対象

○第1号通所事業

介護保険の事業対象者・要支援1・要支援2と認定された方で、利用契約書に基づき第1号通所事業サービス利用の申込みを行った方。

○通所介護事業

介護保険の要介護1～5と認定された方で、利用契約書に基づき通所介護サービスの利用の申込みを行った方。

(1) 事業内容

○第1号通所事業

生活指導、機能訓練、養護、健康チェック、アクティビティ、送迎、入浴、給食他。

○通所介護事業

生活指導、機能訓練、養護、健康チェック、アクティビティ、送迎、入浴、給食他。

(2) 利用者数

一日利用定員 35 名（第1号通所事業含む）

(3) 営業日

毎週月曜日から土曜日まで

(4) 事業の範囲

菊川町と（小月・王喜・吉田・内日・豊田総合）支所圏内（事業所より概ね10km以内）とする。

(5) 職員の研修

サービスの質の向上に向けて、積極的に各種研修に参加するとともに、施設内においても、組織的・計画的に研修を実施し、適切な介護技術等の習得と資質の向上に努める。

4 運営の具体的目標

(1) 個別ケア

ケアマネージャーからの居宅介護サービス計画、サービス提供表、及び状況提供表等を基に利

用者に適合した通所介護計画、第1号通所事業計画を策定し、個別ケアに努める。

(2) 健康衛生管理

職員は出勤前と出勤時に検温とアルコールチェックを行い、健康な状態で勤務する。また、苑内外への移動時にはアルコール消毒を行い、感染予防に努める。

職員は利用当日の利用者の健康状態を把握する為、来苑時の検温、血圧測定等バイタルチェックを行う。また、日常の健康管理についても適切な助言をする。給食サービスについては、健康管理とあわせて食品衛生管理に十分配慮する。

(3) 安全な管理体制の徹底

利用者の送迎にあたっては、交通事故に十分留意し、利用者の安全且つ利便を考慮した場所で乗降を行う。また、施設内の整理整頓に努め、事故のないように十分配慮し、安全管理の徹底を期する。

(4) アクティビティ

利用者の意向を尊重し、季節や年中行事を盛り込んだ計画とする。多くの利用者が1か所に集まる事がないよう、少人数での活動を勧める。常に創意工夫を加えマンネリ化を防ぎ、変化と潤いのある生活に資するよう努める。

(5) 機能訓練（通所介護）

その人らしい生活を再び取り戻す為の働きかけとして、日常の生活リハビリや役割活動等を行う。個別に適切な計画書を作成し、定期的に評価と見直しを行うことでより効果的なものとなるよう努める。精神の活性化、楽しみながらの機能維持向上を目的とした行事も計画する。

(6) 認知症ケア（通所介護）

認知症高齢者の日常生活自立度でⅢ以上の利用者を対象に個別の計画を作成し、適切なサービスの実施、評価と見直しを行い、認知症の症状の緩和に資するケアの提供に努める。

(7) 食事

嗜好や味付けに関して利用者にアンケートを実施し、少しでも希望や個人の嗜好に応じた食事の提供が出来るように努める。

「心の温もり」を感じてもらえるような献立・調理・配食・栄養についての工夫をし、食器は温かい家庭の雰囲気味わえるような陶器で提供する。季節に応じた行事食を提供し、楽しみのある食事の提供が実現できるように努める。

(8) BCP（業務継続計画）

感染症及び自然災害が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めた研修や訓練等を平時から行うことで災害や感染症発生時において、円滑に必要なサービスが継続的に提供できる体制づくりを図る。

(9) 家族・地域との連携

たよりや連絡帳を通じて家族との連携を密にするとともに、ボランティア、地域行事等を通して地域との連携を図る。

(10) サービスの質の評価

利用者、家族にサービスに関するアンケートを実施し、その結果を有効に活用する事でサービスの質の向上を図る。

5 職員体制

職種	人員	職務内容
所長	1 (兼務)	職員及び事業の管理に関すること
生活相談員	4 (兼務 3)	利用者の相談援助に関すること
介護職員	10 (兼務 5)	利用者の介護に関すること
看護職員	4 (兼務 4)	利用者の看護及び保健衛生に関すること
機能訓練指導員	6 (兼務 4)	利用者の機能訓練に関すること
運転手	2 (兼務 2)	利用者の送迎に関する運転他

各職種は相互に連携をとり、協力してケアの提供に取り組むものとする。

6 その他

その他の事項については、きくがわ苑事業計画に準じて行う。

1 目的

認知症のある高齢者が、家庭的な雰囲気の中で共同生活を行い適切なケアを受けることにより、精神的に安定し健康で明るく、自らの意思によってその人らしい生活が送れるよう、入居者及び家族を支援することを目的とする。

2 方針

入居者の意思を尊重し、常に入居者の状態にあった介護サービスを提供することにより、入居者が生き生きと尊厳をもって暮らすことができるよう、職員は適切な介護技術を身に付け提供する。

きくがわ苑との連携、地域との交流をはじめとして、家族、関係機関、ボランティア等と協力しながら地域の中のグループホームを目指す。

入居者の医療ニーズへの対応、重度化への対応を含めた体制づくりに努める。

緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない介護を行う。

常に提供したサービスの質の向上及び、その評価として自己評価・外部評価、満足度調査アンケートを行う。

令和6年度法人目標「人材の育成と定着」において、うぐいすの里では、入居者が安心して生活を送る事が出来るよう、入居者の生活の質の向上を目指す。その為に、職員の人材育成と定着では、グループホーム主催の勉強会や各種研修に参加し、職員の能力の向上と意欲・やりがいを持てる良質な就労環境を作る。また、職員は入居者の思いを把握し、入居者の自己決定を大切に勤務に取り組み生活を共に楽しむこととする。

3 目標

入居者の尊厳を守り望みを大切にしながら、自分らしく暮らしていけるよう、また地域とのつながりを大切に生活の継続を支援します。

ゆったりとした時間の中で、入居者と職員が生活を共にし、お互いを尊重し合い、やすらぎのある穏やかな毎日を過ごす。

食事の準備、家事、野菜の収穫や花の世話など役割をもつことや、趣味、レクリエーション活動に参加することにより、生きがいをもって生活していただけるような楽しい環境作りをする。

BCP（業務継続計画）においては、感染症及び自然災害発生時も入居者に継続したケアが提供できる体制を整えるため、感染症及び自然災害時を想定した、所定の研修や訓練を事業所主体で実施する。

4 内容

(1) 認知症対応型共同生活介護計画の作成（ケアプラン）

入居者の心身の状況及び置かれた環境並びに過去の生活背景等をしっかり知った上で、できることと、できないことに着目したケアプランの作成を心がける。ケアプランは毎月1回評価を行い、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するとともに、入居者又はその家族に対し、懇切丁寧に理解しやすいよう必要な説明を行い希望をお聞きする。

(2) 健康管理、医療連携

入居者の健康管理について、常勤看護師による各ユニットの日常的健康管理及び、医療機関との連携を図る。また、入居者が重度化し看取りケアの必要が生じた場合も対応可能である。

(3) 短期利用共同生活介護（さくら館のみ）

定員の範囲内で短期利用者専用の居室を利用して行う。

(4) 家族との連携

うぐいす便りの発行や、定期的に家族会に参加して頂くことにより家族との連携を密にし、信頼

関係の構築に努めるとともに、家族会に対し積極的に助言、協力を行う。

(5) 地域交流、ボランティアとの連携

日常的買い物や地域行事等を通じて積極的に地域に出かけ、地域住民との交流を図り、入居者の生活の質の向上及び活性化に努めるとともに、認知症高齢者の正しい理解についての啓発の一役を担う。

(6) ユニット間の連携

うめ館とさくら館の連携を密にし、互いに励まし合い補い合い、競い合って質の高い生活を目指す。

(7) 地域密着型運営推進会議

入居者や家族会の代表、市の職員、警察官、地域の消防団、地域の自治会長、地域包括支援センター職員などで2ヶ月に1回開催する。事業者による活動状況の報告を行う。会議での要望・助言等を参考に、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の心身の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護技術を持ってサービスの提供に努めるものとする。また、自然災害時の相互の連携の確認をする。

(8) きくがわ苑との連携

母体施設であるきくがわ苑とは、苑で開催される各種催しに積極的に参加、協力あるいは協働する等その連携に努める。

(9) 年間行事予定

新型コロナウイルス感染症の終息状況により各月ごとの行事を開催する。

4月	家族会、花見見物・地域行事（お大師様）外出
5月	つつじ見物散歩等
6月	家族会、菖蒲・あじさい見物外出
7月	七夕行事企画
8月	夏まつり（グループホーム主催）
9月	敬老会（グループホーム主催・地域主催に参加）
10月	家族会、家族会日帰り旅行、コスモス見物外出
11月	みかん狩り
12月	家族会、クリスマス会・餅つき（苑との共同の催し）、忘年会、しめ縄づくり
1月	元旦行事、初詣外出
2月	節分行事
3月	ひなまつり行事

【お大師様や秋祭りなど地域の季節行事に参加・四季を通じて近くへ外出】

【家族会の活動：年4回の家族会（内1回は日帰り旅行含む）、苑・地域の行事への参加・協力等】

*行事については、新型コロナウイルス感染症による周辺地域の状況により行う。

5 職員体制

職 種	人 員	職 務 内 容
管理者	1（兼務）	職員及び事業の管理に関すること
計画作成担当者 （介護支援専門員）	2（兼務）	入居者の介護計画作成及び連絡調整に関すること
介護職員	16 （内パート4）	入居者の介護に関すること
看護職員	1（兼務）	健康管理、主治医との連携等に関すること

6 協力医療機関

- ・青柳内科医院
- ・山口県済生会豊浦病院
- ・関門医療センター
- ・植田歯科菊川診療所
- ・むらしま歯科菊川診療所

7 その他

- ・勉強会をうめ館さくら館合わせて8回/年行う。
(介護の知識、福祉施設職員としての人材育成を目指す)
- ・福祉施設職員としての各種研修、資格取得への積極的な参加を促す。
- ・会議、委員会、防災計画等は、きくがわ苑事業計画に準じて行う。

令和6年度 星の家 事業計画
(共同生活援助事業〔介護サービス包括型〕)

1 目的

地域の中にあるグループホームでの生活を望む障害者に対し、日常生活における適切な介助、また社会生活における適切な支援を行うことにより、利用者の自立生活を助長することを目的とする。

2 方針

【指定共同生活援助（介護サービス包括型）】

入居者が地域において共同して日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、入居者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事、相談及び助言、その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。

新型コロナウイルス感染症及び自然災害が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう業務継続計画（BCP）を定め取り組む。併せて感染症対応マニュアルに基づき、感染対策を徹底していく。また、虐待防止の為、研修会へ積極的に参加し、スタッフ会議にて勉強会を実施し知識を深める。

入居者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。また事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町、指定一般及び特定相談支援事業者、他の指定障害福祉サービス事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、自らその提供する事業の質の評価を行い常にその改善を図るものとする。

3 内容

(1) 入居定員

北斗（女性）6名 銀河（男性）4名 すばる（男女）5名
オリオン（男女）5名 計20名

(2) 入居対象者

入居対象者は障害福祉サービス受給者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- ① 日常生活上の援助を受けずに生活することが、可能でないか又は適当でないこと。
- ② 数人で共同の生活を送ることに支障がない程度に身の自立や精神面の安定が図れていること。
- ③ 強度の自傷他害、あるいは感染症がないこと。
- ④ 宗教活動等の幹旋がないこと。
- ⑤ 日常生活を維持するに足る収入があること。

(3) 援助内容

入居者の心身の状況及び過去の生活背景等を把握し、入居者の希望を取り入れた個別支援計画を作成し、毎月1回以上のケア会議を行うことで統一した援助を行う。

(世話人及び生活支援員の業務)

- ① 入居者に対して食事、入浴、排泄の援助、相談、健康管理、金銭管理の援助、余暇利用の助言等日常生活に必要な援助
 - ② 入居者の生活状況、食事の内容等に関する記録
 - ③ 入居者負担金を徴収し、それを適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿の整備
 - ④ 急病等緊急時の対応に努める。
 - ⑤ 日常生活を営む上で必要な手続き等の支援及び代行を行う。
- (4) 感染防止に向けた取り組み（新型コロナウイルス感染症等）を、感染症対応マニュアルに基づいて取り組む。
- ① 利用者・職員の健康管理と環境管理
 - ② 標準予防策（手洗い・手指消毒・咳エチケット）の徹底
 - ③ 基本的な感染対策（飛沫感染・接触感染）
 - ④ 新型コロナウイルス感染症の対応訓練の実施
 - ⑤ 抗原検査等にてコロナ陽性者と判定された場合は、医師の診察及び保健所への発生報告及び隔離棟対策を実施。
 - ⑥ 陽性者及び濃厚接触者への対応時の職員は、マスク、手袋、防護服、フェイスシールド、ヘアキャップ、ゴーグル等を必ず装着して対応する。
- (5) サービスの質の向上
各棟にて入居者との話し合いを行い問題点や意見交換を行う。また満足度調査等を行い、その結果を有効に活用するとともに、月1回のスタッフ会議にて支援の統一を図りサービスの向上に繋げる。
- (6) 関係機関との連携
日中活動事業所や就業支援事業所、医療保健機関、職場等と密に情報交換を行い、入居者の状況把握に努め、適切な対応を行う
- (7) 体験利用の受け入れ
グループホームでの生活体験を希望する方に各棟の空き部屋を利用して他の入居者への支障がない範囲で行う。
- (8) 非常災害対策
防火管理者は具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時に備えるために避難、救出その他必要な訓練を定期的に行う。
- (9) 家族・地域等の連携
年1回以上、家族参加にて行事を行うことで、家族との連携を密にし、信頼関係の構築に努める。また日常的な買い物や地域行事等を通して積極的に地域に出かけ地域住民との交流をもつと共に、自治会に加入する事で地域との連携を図り社会参加の機会を持つ。
- (10) 年間行事計画（新型コロナウイルス感染の感染状況等を鑑みて実施する）

時期	内容	備考
4月～5月	入居者全員参加にて話し合い及び花見	チューリップ会
7月～8月	きくがわ苑夏まつり参加	
9月～10月	年1回外出行事	家族参加
1月	初詣	食事会

各誕生月	誕生プレゼント	
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症における対応（BCP職員研修会・訓練） ・自然災害が発生した場合における対応（BCP職員研修会・訓練） <p style="text-align: center;">※（上記研修会・訓練は年1回以上実施）</p> <p>買い物等外出 ～各棟及び個別にて行う</p> <p>避難訓練、防災防犯訓練 ～冬季夏季及び自主訓練を行う</p> <p>きくがわ苑行事に参加</p>	

4 職員及び世話人の体制

職 種	人 員	職 務 内 容
管理者	1（兼務）	職員及び事業の管理に関すること
サービス管理責任者	1（兼務）	サービスの計画作成等に関すること
生活支援員	1（常勤）2（兼務）	利用者支援業務に関すること
世話人	6（2常勤、2兼務、 2パート）	世話人業務に関すること

5 その他

- ・世話人の研修に力を入れる。
- ・会議、委員会は、きくがわ苑事業計画に準じて行う。

1 目的

障害福祉サービス短期入所事業を希望する障害者に対し、日常生活における適切な介護及び社会生活における適切な支援を行う。また地域の中にあるグループホームでの生活を望む障害者に対し、グループホームでの生活体験を通し、将来の生活イメージ作りの検討材料となることを目的とする。

2 内容

- ・提供場所： 星の家 北斗（女性棟）
- ・職員配置：生活支援員1名（兼務）
- ・定員： 1名（女性に限る）
- ・対象者：障害福祉サービス受給者証に決定のある者。また、地域の中のグループホームでの生活が可能で、ある程度身辺自立が出来ている者。また、同一グループホーム居住者に対して感染や危害等の影響のない者。
- ・利用期間：相談支援事業者の計画に基づく
- ・利用料金：障害者総合支援法における厚生労働大臣が定める料金に基づいて計算された額
- ・サービスの内容：相談支援専門員のサービス計画に基づいた、短期入所サービス個別支援計画にて提供する

3 その他

上記以外、緊急時の一時避難場所としての利用提供あり。

令和6年度 まんてんの星 事業計画
(多機能型事業所就労継続支援B型)

1 目的

下関市内に居住する障害を有する方の自立と社会経済活動への参加を促進するために、通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、また能力が高まった方については、一般就労等への移行に向けて支援するために個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを目的とする。

2 方針

(1) 令和6年度の法人目標「人材の育成と定着」に基づき、人材の育成については、法人、事業所の勉強会や下関市自立支援協議会及びその他の研修に参加して、日々の業務の刺激となる機会を多く持てるように努める。

人材の定着については、業務上の不安を共有し、職員全体で考えていくことで、精神的ストレスの軽減を図る。また、ワークライフバランスにも配慮し、就業時間内に業務を終えることができるよう、必要に応じて業務の種類や量、やり方等の見直しや、職員間の協力体制を高めることで、有給休暇を取得しやすくするなど安心して働ける環境づくりに努める。

(2) 地域行事や生産活動等を通して地域の方々との交流を深め、障害者理解への啓発を図る。

(3) 生産技術の向上を図り、商品の生産及び販売にあたり、作業収入を確保する。

(4) 生活支援により、健康管理、日常生活の相談に応じ、必要なサポートを行う。

3 サービス提供の内容

(1) 利用日および利用時間

月曜～金曜日（冬季休暇12月30日～1月3日の間は休業） 土曜日開所の場合あり。

利用日数：障害福祉サービス受給者証に記されている当該月^{マイナス}8日

9：00～15：00

(2) 定員 20名

(3) 訓練等給付費対象サービス内容

① 相談及び援助

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行う。また個人の能力をしっかりと把握した個別支援計画を作成し、その方にあった援助方法を行う。定期的に面談を行うことで本人及び家族の希望等の確認に努める。

② 生産活動

a. 生産活動の機会の提供

- ・自主生産・・・野菜栽培及び販売
- ・請負作業・・・屋内での簡単な手作業（自転車部品関連）、除草作業
- ・その他・・・古紙・アルミ缶回収等

b. 生活支援として、身辺処理や掃除、整理整頓等の援助

③ 実習の受け入れ

総合支援学校在学学生に対し、将来の社会生活に必要な基礎的、基本的な諸能力（知識、技術、態度、人間関係及び習慣等）を身につけ、生活自立や社会性の向上を目指すことを目的とした産業現場における実習の受け入れを行う。

④ 健康管理及び緊急時の対応

日常生活上必要時のバイタルチェックや投薬、その他必要な管理、記録を行う。また、月1回エアロビクスやボッチャ、ウォーキング等の運動を行うことで健康維持に努め、緊急時は利用者の状態に応じて家族への連絡を行うと共に、指定する医療機関や協力病院への受診をする。

⑤ 作業収入

月々の作業収入から原材料費等の必要経費を控除した金額を、全額工賃として利用者に支払う。

⑥ 安全な管理体制の徹底

利用者の送迎にあたっては、利用者の安全や利便を考慮した乗降場所を検討し、出発前に職員の健康や安全確認を行い、交通事故に十分留意して行う。また施設内においても整理整頓に努め、事故のない環境を整備することで安全管理の徹底を図る。

⑦ 非常災害対策

防火管理者は具体的な計画を立て、職員に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時に備えるために避難、救出その他必要な訓練を夏季及び冬季に定期的に行う。また、自然災害については、業務継続計画に基づき、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、又は早期の業務再開を図ることができるよう、定期的（年1回以上）に研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の見直し等を行う。

⑧ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の予防及び対応について、職員に業務継続計画の周知徹底を図るとともに、定期的（年1回以上）に研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の見直し等を行う。また、その他の感染症についても、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針に基づき、衛生管理を徹底し、予防に努め、緊急時には、職員の安全を確保しながら対応する。

⑨ 家族・地域等の連携

たより等を発行し、又面接等を行うことで家族との連携を密にするとともに、年1回以上、家族を交えた懇談会を設けることで家族間の繋がりや協力体制を築く。また、ボランティアや地域行事等を通して地域との連携を図る。

(4) 訓練等給付費対象外サービス内容

上記以外の生産活動にかかる費用や就労に向けての支援に必要な諸経費等、利用者に負担していただくことが適当であると思われるものに関しては費用を徴収し、領収書を発行する。

(5) サービスの質の向上について

① 朝礼、終礼を行い利用者の状態把握や問題点等に対して即座の対応を図る。

② 関係機関等と連絡を密にして、利用者に対する援助が円滑かつ効果的に実施されるように努める。

③ 毎月、連絡会議やスタッフ会議を行い、運営や支援の向上を図る

④ 満足度調査等を行い、その結果を有効に活用することでサービスの質の向上に努める。

4 職員の体制

職 種	人 員	職務内容
管理者	1 (兼務)	職員及び事業の管理に関すること
サービス管理責任者	1	サービスの計画作成等に関すること
職業指導員	2 (内 1 名非常勤)	生産活動等に関すること
生活支援員	1	身辺処理および対人関係等に関すること
作業員	1 (非常勤)	農作業に関する事

5 その他

- (1) 会議、委員会等は、きくがわ苑事業計画に準じて行う
- (2) 各種研修、資格取得への積極的な参加を促す。

令和6年度 まんてんの星 事業計画
(多機能型事業所生活介護)

1 目的

下関市内に居住する障害を有する方の自立した日常生活又は社会生活を促進するために、通所による入浴、排せつ及び食事の介護、創造的活動の機会の提供その他諸活動を通じて、地域との交流を図りながら個別支援計画に基づいて必要なサービスを適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 方針

(1) 令和6年度の法人目標「人材の育成と定着」に基づき、人材の育成については、法人、事業所の勉強会や下関市自立支援協議会及びその他の研修に参加して、日々の業務の刺激となる機会を多く持てるように努める。

人材の定着については、業務上の不安を共有し、職員全体で考えていくことで、精神的ストレスの軽減を図る。また、ワークライフバランスにも配慮し、就業時間内に業務を終えることができるよう、必要に応じて業務の種類や量、やり方等の見直しや、職員間の協力体制を高めることで、有給休暇を取得しやすくするなど安心して働ける環境づくりに努める。

(2) 趣味やレクリエーション、創作的活動等を通して日中活動の充実を図り、達成感や自信を引き出せるような支援を目指す。

(3) 生活支援により、身体機能や生活能力の維持、向上を図る。

3 サービス提供の内容

(1) 利用日及び利用時間

月曜日～金曜日(冬季休暇 12月30日～1月3日の間は休業) 土曜日開所の場合あり。

利用日数：障害福祉サービス受給者証に記されている当該月^{マイナス} 8日

9：30～15：30

(2) 定員 10名

(3) 介護給付費対象サービス内容

① 相談及び援助

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行う。また、個人の特性を把握した個別支援計画を作成し、その方に合った援助方法を行う。定期的に面談を行うことで、本人及び家族の希望等の確認に努める。

② 生活支援

入浴、排せつ及び食事等の介助、身体機能や身辺処理等の生活能力の維持・向上、その他日常生活上の支援を行う。

③ 創作的活動

創作活動その他諸活動を通じて、人との交流を図り、生活の質の向上につながるよう支援する。

④ 健康管理及び緊急時の対応

通所時のバイタルチェックや投薬、その他必要な管理、記録を行う。また、体操や散歩等の体力づくりを取り入れ、健康維持に努める。緊急時は利用者の状況に応じて家族への連絡を行うとともに、指定する医療機関や協力病院に受診をする。

⑤ 安全な管理体制の徹底

利用者の送迎にあたっては、安全や利便を考慮した乗降場所を検討し、出発前に職員の健康や安全確認を行い、交通事故に十分留意して行う。また、施設内においても整理整頓に努め、事故のない環境を整備することで安全管理の徹底を図る。

⑥ 非常災害対策

防火管理者は具体的な計画を立て、職員に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時に備えるための避難、救出、その他必要な訓練を夏季と冬季に定期的に行う。また、自然災害については、業務継続計画に基づき、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、又は早期の業務再開を図ることができるよう、定期的（年1回以上）に研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の見直し等を行う。

⑦ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の予防及び対応について、職員に業務継続計画の周知徹底を図るとともに、定期的（年1回以上）に研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の見直し等を行う。また、その他の感染症についても、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針に基づき、衛生管理を徹底し、予防に努め、緊急時には、職員の安全を確保しながら対応する。

⑧ 家族・地域との連携

たより等を発行し、又面接等を行うことで家族との連携を密にすると共に、年1回以上、家族を交えた懇談会を設け、家族間の繋がりや協力体制を築く。また、地域交流や地域の行事、外出等を通して地域との連携を図る。

(4) 介護給付費対象外サービス内容

上記以外の創作的活動でかかる費用や生活支援に必要な諸経費等、利用者に負担させることが適当と認められるものに関しては費用を徴収し領収書を発行する。

(5) サービスの質の向上について

- ① 朝礼、終礼を行い、利用者の状態把握や問題点等に対して即座の対応を図る。
- ② 関係機関等との連絡を密にして、利用者に対する援助が円滑かつ効果的に実施されるように努める。
- ③ 毎月、連絡会議やスタッフ会議を行い、運営や支援の向上を図る。
- ④ 満足度調査等を行い、その結果を有効に活用することで、サービスの質の向上に努める。

4 職員の体制

職 種	人 員	職務内容
管理者	1 (兼務)	職員及び事業の管理に関すること
サービス管理責任者	1	サービスの計画作成等に関すること
生活支援員	2 (内1名非常勤)	日常生活上の訓練、身辺処理、創作活動等に関すること
看護師	1	健康管理、療養上の指導等に関すること
医師	1 (非常勤)	健康管理、療養上の指導等に関すること

5 その他

- (1) 会議、委員会等は、きくがわ苑事業計画に準じて行う。
- (2) 各種研修、資格取得への積極的な参加を促す。

1 目的

在宅の障害者やその家族が、家庭や住み慣れた地域の中で、より良い生活が続けられるよう、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

2 方針

(指定一般相談支援事業／地域移行・定着支援事業)

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携を図りつつ、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行う。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定地域相談支援の提供に努める。

- ・指定地域移行支援…住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を適切かつ効果的に行う。
- ・指定地域定着支援…利用者との常時の連絡体制を確保し、利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行う。

(指定特定相談支援事業／障害児相談支援事業)

利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者が自立した生活を営むことが出来るように配慮する。またサービスの提供方法等について理解し易いように説明を行うと共に、必要に応じ、同じ障害を有する支援等適切な手法を通じて行う。利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業所から、総合的かつ効果的にされるように配慮する。

利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行うものに偏ることのないよう、公正中立に行われるよう確認し、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。

自ら提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。

(委託事業)

市内に在住する障害者の方で、サービス利用はないが心配事等の相談に対応する。また下関市が設置者である自立支援協議会に出席し必要な事務処理を行う。

3 実施主体及び利用対象者

(1) 実施主体～下関市

(2) 利用対象者～市内に居住し、生活の援助を必要とする障害者（児）また、そのご家族等

(指定地域移行支援事業) 地域相談支援受給者証の保持者

(指定特定相談支援事業) 障害福祉サービス受給者証又は、地域相談支援受給者証の保持者

4 営業日

- ・月曜～金曜日（土・日曜日および祝日、年末年始休み） 8時30分～17時30分
- 但し、緊急時は携帯電話にて24時間対応

5 内容

①サービス等計画の作成

- ・アセスメント（利用者の居宅を訪問し面接を行う）
- ・サービス担当者会議の開催
- ・モニタリング（障害福祉サービス受給者証又は通所受給者証に記載されている期間）

②地域におけるサービスや制度、社会資源の照会また活用するための支援

③専門機関の紹介

④その他必要な福祉・保健・医療のサービスの利用援助。諸手続きやサービス利用に関する申請等の代行

⑤下関自立支援協議会（事務局会議、相談支援部会、就労部会、こども部会、地域生活支援拠点等整備検討部会、地域移行・居住支援部会）運営委員

情報機能：困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能：地域の関係機関によるネットワーク構築

困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

開発機能：地域の社会資源の開発、改善

教育機能：構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能：権利擁護に関する取り組みを展開

評価機能：中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価

サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価

市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

⑥障害支援区分調査業務

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、福祉サービスを受ける市内在住の利用者を対象に下関市からの依頼を受け実施

⑦虐待防止における早期発見、連絡対応

6 職員の体制

職 種	人 員	職 務 内 容
管理者	1（常勤兼務）	職員及び事業の管理に関すること 相談援助業務に関すること
相談支援専門員	2（常勤・常勤兼務）	相談援助業務に関すること

7 その他

- （1）職員間で業務に必要な情報共有や担当ケースについての適宜相談や意見交換が行える環境づくりに努める。
- （2）自立支援協議会の専門部会で開催される会議や研修・事例検討会等への参加により、基幹型相談支援事業所や他の相談支援事業所の相談支援専門員と交流が図れ、同職種におけるスーパービジョンを受けられる機会を設ける。

- (3) 各種研修会への参加や他の職種との交流等、あらゆる機会をとらえ、援助技術の向上を図るための自己研鑽に努める。
- (4) 障害者の支援機関はもとより高齢者の相談機関等との連携にも努める。
- (5) 感染症や緊急時は職員の安全を確保しながら対応する。また、予防、対策にも努める。

1 目的

道路運送法の規定に基づき、事業者が利用者（会員登録者）に対して有償で行う移動・移送支援サービスを適切に提供するもので、事業者は福祉有償運送従事者を派遣し、目的地までの適切な福祉有償サービスを提供すること。

2 方針

他人の介助によらず移動することが困難であり、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、福祉有償運送用旅客名簿に記載している者及びその付き添い人の運送を行い生活の支援をする。

（職員体制：12名）

3 対象者

- 1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者
- 2) 介護保険法に規定する要介護認定を受けている者
- 3) 介護保険法に規定する要支援認定を受けている者
- 4) その他、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害含む）を有するもの。
- 5) 3) 4) については、運営協議会において運送の対象となることが適当であると確認されることが必要。

4 利用料金

- ・一送迎あたり 100円/km 2人相乗りの場合50円/km
利用会員宅と目的地までの距離で算出する。
- ※複数乗車の場合は上記料金を乗車人数で割る。

5 登録車両

種別		福祉有償運送	登録番号	中山福第4号	
登録会員		12名	旅客の範囲		
			身体障害者	介護保険法 (要介護認定者、 要支援認定者)	その他 (知的障害者、 精神障害者)
			1名	0名	11名
使用車両	ムーブ	下関 580 え 8475	4人定員	軽自動車（セダン等）	
	ラクティス	下関 500 す 3924	5人定員	普通車（車椅子車）	
	NBOX	山口 580 そ 7513	4人定員	軽自動車（セダン等）	
	ミラ	下関 580 け 1876	4人定員	軽自動車（セダン等）	

6 実施計画

利用者対応のために職員体制の強化を図る。（国土交通省認定の福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習を受け修了証書を受ける。）

新型コロナウイルス感染症予防のため、車内が密にならないよう乗車人数に配慮し、常に換気を行いながら運行する。また、車両使用後は消毒等を実施する。

1 事業の目的

保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員の3職種が、それぞれの専門知識を活かしたチームアプローチをすることにより、担当地域のニーズを的確に把握し、地域において包括的支援事業を行う。また、一般住民にも広く高齢になっても「住み慣れた地域で自分らしく生活する」という事を出前講座などを通じて説明し、地域包括ケアシステムの構築を目指す。

また、介護保険法第115条の22に基づき、指定介護予防支援事業者として介護予防支援事業を行うとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者へ介護保険法第115条の45第1項に基づく介護予防ケアマネジメントを実施する事で、介護予防を推進する。

2 方針

- ・公益性…下関市の介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、特定の事業者等に不当に偏った活動とならない公正で中立性の高い事業運営を行う。
- ・地域性…地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当地域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- ・協働性…保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員の専門職の職員が個々の専門性を発揮し、地域包括支援センター全体で、情報の共有や相互の助言等通じ、チームアプローチにより支援の目標に向かって連携して業務を遂行する。
- ・業務持続計画（BCP）…感染症や自然災害が発生した場合においても、サービス提供を継続できるように、定期的に訓練・研修参加する。

※安全性…感染防止等のための地域包括支援センターにおける対応

基本的留意事項

「三つの密」を避けるとともに、職員の手洗い、マスク着用、咳エチケット等の徹底、事業所内の換気等を励行する。また、職員に発熱やのどの痛み等の風邪症状がある場合は、出勤させず、速やかに医療機関を受診するよう徹底する。

個別留意事項

(1) 研修会等について

- セミナー、研修会、講座等の実施に当たっては、感染症防止対策を継続する。

(2) 相談支援等について

- 日常の体調管理を行い、感染症の疑いがある場合は速やかに延期や中止をし、利用者への感染拡大を防ぐ。
- 対面での相談対応を行う場合は、感染対策を継続し実施。
- 訪問については、感染症防止対策を継続する。
- 会議等の実施については、基本的留意事項を徹底する。

3 事業の内容

- ① 総合相談支援事業
- ② 権利擁護事業
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ④ 介護予防ケアマネジメント事業
- ⑤ 在宅医療・介護連携の推進
- ⑥ 認知症施策の推進

- ⑦ 地域ケア（個別・圏域）会議の実施
- ⑧ 地域コア会議の実施
- ⑨ 生活支援サービス体制整備事業との協力
- ⑩ 指定介護予防支援事業
- ⑪ 消費者被害の予防と対応
- ⑫ 高齢者虐待への対応

4 事業の範囲…菊川・豊田総合支所管内

5 職員体制

職 種	人 員	職務内容
管理者	1 (常勤主任介護支援専門員兼務)	職員及び事業の管理に関すること
保健師等	1 (常勤専従) 1 (非常勤専従)	総合相談、介護予防ケアマネジメント事業、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、介護予防支援事業
社会福祉士等	1 (常勤専従) 1 (常勤専従)	総合相談、権利擁護事業、認知症施策の推進、介護予防支援事業
主任介護支援専門員	1 (管理者兼務) 1 (非常勤介護予防支援専従)	総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防支援事業
事務職	1 (非常勤)	実績報告、庶務全般

6 年間活動・研修計画

- ① 事業内容に掲げた活動を随時行う。
- ② 各種研修会、連絡協議会等に積極的に参画していく。(オンライン参加含む)
- ③ 圏域内での関係機関とのネットワークづくりを行い、関係を構築する。
- ④ 圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して相談支援を行う。
- ⑤ 事例検討会の継続的な実施
- ⑥ 介護予防ふれあい講座を各地区で開催し、介護予防の推進を図る。
- ⑦ 子どもから高齢者まで認知症に対する理解を深めていく活動を講話や自治会活動への参加を通して行う。
- ⑧ 認知症サポーター養成講座、認知症キッズサポーター養成講座の開催を行う。
- ⑨ 介護、福祉、医療に関する内容の出前講座を積極的に行う。
- ⑩ 総合事業の実施の支援及び協力を行う。
- ⑪ 専門職としての自己研鑽に励み、計画的に研修を進める。(オンライン参加含む)
- ⑫ 包括新聞の発行。

7 所在地

下関市菊川・豊田地域包括支援センター
豊田サブセンター

菊川町大字下岡枝172-2
豊田町大字矢田476-1

令和6年度 居宅介護支援事業所にじの丘 事業計画
(下関市委託事業：介護予防・日常生活支援総合事業 含む)

1 事業の目的

介護保険法の定めるところにより、要支援者、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、要支援者、要介護者等に対し、適切な介護予防サービス計画・居宅介護サービス計画を作成し、且つ居宅サービスの提供が確保されるよう、地域包括支援センター、居宅介護サービス事業者その他の事業者、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行い、もって要支援者、要介護者等の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

2 方針

- ・自立支援を基本に、利用者の選択に基づく総合的、効果的なサービスの提供を行う
- ・関係機関等との綿密な連携のもと、公平、公正かつ中立なサービスの提供を行う
- ・利用者が尊厳をもって暮らすことができるようケアマネジメントの質の向上に努める

3 事業の内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 各種保険福祉サービス情報の提供
- ③ 要介護認定の申請等の代行
- ④ 連絡調整（病院入退院・施設入退所時含む）
- ⑤ 給付管理票の作成・提出
- ⑥ サービス担当者会議の開催
- ⑦ 要介護認定・要支援認定訪問調査の受託
- ⑧ その他、要介護者・要支援者の介護保険サービス利用等に関わる諸手続きの代行等
- ⑨ 介護予防サービスに関すること
- ⑩ 感染症対策に関すること（委員会への参加・研修・訓練等）
- ⑪ BCP（業務継続計画）（感染症・自然災害）を策定し、災害や感染症発生時においても必要なサービスが継続的に提供できる体制作り（研修・訓練等）
- ⑫ 虐待防止に関すること（委員会への参加・研修等）

4 事業の範囲

菊川総合支所管内・豊田総合支所管内を原則とする

5 職員体制

職 種	人 員	職務内容
管理者	1（兼務）	職員及び事業の管理に関すること
主任介護支援 専門員	1（管理者兼務）	介護予防サービス、居宅介護支援に関すること等

6 年間活動・研修計画

- ① 事業内容に掲げた活動を随時行う
- ② 各種研修会、連絡協議会等に積極的に参加する
- ③ 主任介護支援専門員としての自己研鑽に励み、計画的に研修を進める
- ④ 感染症、虐待防止に関する研修、訓練等の実施（各年1回）
- ⑤ BCP（業務継続計画）のための研修・訓練の実施（各年1回）

令和6年度 訪問介護ステーション にじの丘事業計画
(第1号訪問事業・居宅介護(障害福祉サービス))

1 目的

要介護者(または家族)からの要望に対して、ケアマネジャーの作成したケアプランに基づいてその居宅を訪問し、介護サービスや生活支援サービスを提供する。

2 方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、介護保険制度によるケアプランに沿った訪問介護、予防訪問活動並びに、障害者総合支援法による障害者の居宅介護を行い、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように、身体介護その他の生活全般にわたる支援を行うものとする。また、安否確認や受診付添等、介護保険では認められないサービスの要望に対しては、保険外自費サービスとして柔軟に対応する。
- ・利用者の人権擁護・自己実現の視点から身体拘束廃止、虐待防止、事故予防に努める。
- ・BCP(業務継続計画)に基づき、感染症や非常災害の対応を想定した研修・訓練を実施し、業務継続に向けた取り組みの強化に努める。
- ・法人目標「人材の育成と定着」の達成に向けて、職員が働きやすい職場環境作りに取り組む。現状を見直し、より効率的な業務のあり方を考え、職員の負担軽減とサービスの質の向上を図る。

3 目標

職場環境の改善を図ることで、効率的で持続可能な信頼性の高いサービスの提供をめざす。

在宅で一人暮らし、または家族が日常生活の中で、介護等を必要としている利用者が適切なサービスを受けることによって、在宅でも安心して生活できるように支援する。

4 内容

「身体介護」

利用者の身体に直接接触して行う介助サービス及び利用者と共に、日常生活における自立支援のためのサービスを提供する。

サービス例

入浴、清拭、体位交換、着替え、食事介助、トイレ介助、オムツ交換

「生活援助」

日常生活の援助(利用者や家族が困難な場合に行うサービス)

サービス例

買い物、調理、掃除、洗濯、薬の受け取り

その他

緊急時訪問介護

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと事前に連携をとり、原則としてケアマネジャーがサービスの必要であると判断した緊急の場合、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行う。

5 営業の範囲

下関市（菊川地区、豊田地区、吉田地区、小月地区）

6 営業日

年中無休 午前8時30分から午後5時30分まで
24時間の電話対応と必要時の訪問もあり

7 職員体制

職 種	人 員	職務内容
管理者	1（兼務）	職員及び事業所の管理に関すること
サービス提供責任者	1	訪問介護計画に関すること
訪問介護員	10（パートも含む）	利用者の介護に関すること

8 研修計画

サービスの質の向上にむけて法人内研修会、連絡会議等に積極的に参加する。また、事業所内でも定期的に勉強会を計画・実施する。

- ・BCP（業務継続計画）に係る研修・訓練の実施（各年1回）
- ・感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修・訓練の実施（各年1回）
- ・虐待防止に係る研修、委員会の参加

1 目的

特別養護老人ホームは、老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。

2 方針

老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、敬愛、奉仕、誠実の精神をもって利用者の人格を尊重し、健康で楽しく、安らかで尊厳をもったその人らしい生活が、利用者のペースで引き続きおくれる施設とする。

また、法人基本理念『家庭の延長』『地域に開かれた法人』に根ざした、「あたたかい心のケア」「生きがいづくり」「安全管理」「質の高いサービス」そして職員の「自己研鑽」を基本方針として、明るく家庭的な雰囲気をもった環境で、以下の通りサービスを展開する。

原則として、下関市に在住している人をサービス提供の対象とし、利用者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整える。また地域・家庭と連携しながら、地域に密着し、地域貢献を重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

本年度法人目標『人材の育成と定着』の達成に向けて、マニュアルの見直し・周知を行い、質の高いサービスの提供及び効率的なサービス提供を推進する。新任職員がスムーズに職場に慣れるよう配慮するとともに、そのレベルに応じた成長を促すことができるよう育成プログラムの見直しを行う。

また、業務内容や職場環境を見直し、改善することによって、業務負担の軽減を図るとともに、職員がやりがいを持ち、ここで働きたいと思える施設を目指す。

3 目標

(1) 運営の具体的目標

- ア 職員一人ひとりがサービス計画の目標達成に努力する。
 - イ 各種研修会等に参加し、人間性を高めるとともに、知識・技術の向上を図る。
 - ウ 施設内が常に安全で明るく清潔な状態に保たれ、職員と利用者が信頼できる家庭的な環境づくりに努める。
 - エ 地域福祉の推進に協力し、地域住民の方と共に介護等を学び、地域の声を聴き、積極的に情報交換を行う。地域に親しまれ、開かれた施設づくりに努める。
 - オ 大災害時には、福祉避難所として、地域の要介護者、障害者等を可能な限り受け入れ、支援する。
 - カ 利用者、利用者の家族、市の職員、警察・消防署関係者、地域住民の代表者等の参加を得、2か月に1回の頻度で、運営推進会議を開催し、会議参加者と率直な意見交換をし、地域に開かれた事業所としてサービスの質の向上を図る。
 - キ 終末期にある利用者には、医師をはじめ各職種が協働して、本人又は家族等の希望を聞き、同意を得ながら看取り介護（ターミナルケア）を行う。
 - ク 家族会の定期的な運営、にじの丘だよりの発行等により家族との連携を密にし、共通理解を深め、信頼関係の構築に努めるとともに、家族に対し積極的に助言し、支援する。
 - ケ 感染症への備えとして、職員は平時からマスクの着用、手洗い、手指消毒等、普段のケアの中で感染症対策を行うとともに、職員の健康管理を徹底し、近隣の感染状況に応じて面会や行事等の制限をして、施設内での感染防止に努める。
- また、必要物品の確保及び感染症対策に関するマニュアルを整備し、発生を想定した訓練をす

ることにより、感染症発生時の適切なケアの実施及び施設内での蔓延防止に努める。

- コ BCP（業務継続計画）を策定し、災害や感染症発生時においても、必要なサービスが継続的に提供できる体制づくりに努める。

（2）施設サービスの方針

- ア ユニットケアを通して家庭的個別ケアを方針とし、心身の状況等に応じて要介護状態の軽減または悪化の防止に資する。
- イ 施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するとともに、入居者またはその家族に対し、懇切丁寧を旨として理解しやすいように必要な説明を行う。
- ウ サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- エ 自己評価及び満足度調査を行い、結果を情報公開し、常にその改善を図るよう努める。
- オ 入居者の体調の小さな変化でもいち早く発見し、対処することによって、感染症の感染拡大防止に努める。

4 同一敷地内にておこなう事業等

- （1）認知症対応型共同生活介護（介護保険）
- （2）訪問介護（介護保険・居宅介護（障害福祉）・保険外）
- （3）訪問看護（介護保険・医療保険）
- （4）居宅介護支援事業所（介護保険）
- （5）定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険）
- （6）サービス付き高齢者向け住宅（保険外）

5 施設の行事（各行事については、感染症等の流行状況により開催の可否・縮小等及び地域住民の参加について判断する）

（1）主な年間行事

地域、家族との交流を大きな目的として、5月にお茶会、10月ににじの丘お楽しみ会を行う。

（2）その他の行事

- ・季節感と潤いのある生活づくりを目的として、希望や季節に応じた行事を行う。
（花見、七夕、そうめん流し、敬老会、クリスマス会、もちつき、豆まき等）
- ・個人の希望にそった外出（買い物、外食等）や、地域の行事に参加する。
- ・地域との交流を目的として施設を開放し、展示会等の開催を行う。（MOA 下関児童作品展（地域展）等）

（3）クラブ活動

利用者の希望や意向を尊重し、趣味や特技を生かした余暇の充実を図る。

（4）リハビリテーション

その人らしい生活を再び取り戻す為の働きかけとして、日々の生活リハビリ等を行う。

（5）オレンジカフェまんてん（高齢者、認知症の方やそのご家族、地域住民等、どなたでも利用できるカフェ）－法人全体

概ね2か月（奇数月）に1回、第3土曜日に「まんてんの星」にて実施。

6 食事と調理

- (1) ユニットケアを通して、利用者と職員がコミュニケーションをとりながら、温かく和やかな食事環境を作る。
- (2) 管理栄養士は利用者の状態を把握し、個々に見合った対応をする。
 - ・薄味で栄養のバランスのとれた食事。
 - ・「食事が楽しみ」と言ってもらえるよう、嗜好調査を活かし、また個人の好みを加味した献立で、食べやすさを重視した調理・盛りつけを工夫。
- (3) 「心の温もり」を感じてもらえるような献立・調理・配色・栄養についての工夫をする。
- (4) 食器は温かい家庭の雰囲気味わえるよう陶器で提供する。
- (5) 調理してから食事が手元に届くまでの時間をより短くし、安全かつ衛生的であるよう細心の注意を払う。
- (6) 各ユニットでご飯を炊き、炊き立てのご飯の香り、味を提供する。
- (7) 利用者の栄養状態・健康状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養マネジメントを行う。
- (8) 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供する。
- (9) 直営体制により、可能な限り地産地消で地元の新鮮な食材を活用する。また給食室と介護職員等の情報共有が容易にでき、利用者の嗜好や健康状態等の情報をもとに、これに見合った食事の管理と提供を随時行うことができる。利用者のニーズ、現場の職員が適切だと感じる食事形態に、素早く柔軟に対応することができる。
- (10) 給食課職員及びにじの丘内の他部署職員が集まり、月に1回の給食会議を行い、日々の食事についての課題や様々な行事等で提供する食事について協議する。また、給食課職員の各々に応じて職場内研修、外部研修に参加させ、調理技術の向上、衛生教育の充実を図り、安全、安心な食事の提供を目指す。

7 にじの丘全事業所及び法人全体との連携

(1) 災害対策・防犯対策

本体施設及び法人全体で、情報伝達網、自主防災組織、施設設備の点検、利用者の避難時の安全指導、職員の教育・訓練等を織り込んだ防災計画を定め、災害時等には連携を取り合い、利用者の安全確保に努める。にじの丘全体で年1回以上の防災避難訓練（日中・夜間想定）を実施する。

また防犯対策として、サ高住事務室、特養事務室にさすまたを設置する。不審者侵入時の対応訓練の計画を立て、訓練を実施する。

(2) 職員研修

法人全体の職員研修委員会(グローアップ委員会)主催の研修等の運営及び研修参加を業務の一環とする。また新卒、中途採用者を対象として、新任職員研修を実施する。外部の各種研修に参加するとともに、自主的な研修会、勉強会、資格取得を奨励して職員の資質の向上に努める。

(3) 事故発生防止・感染症予防・褥瘡予防対策（リスクマネジメント含む）

にじの丘全事業所の事故発生及び再発防止・感染症予防・身体拘束廃止・褥瘡予防対策などの委員会に参加し、事故等の情報を共有し、その対策を検討する。

(4) 保健衛生全般

法人全体の保健会議に参加し、嘱託医を交えて保健衛生（栄養ケアを含む）全般の協議を行う。

(5) 法人全体の運営

原則として、各事業所より課長補佐以上の役職の者が法人運営会議に参加し、運営・業務改善等について検討する。

(6) 法人全体の共通理解

全職員会議へ参加し、行事予定・研修報告等の情報を共有する。

(7) BCP（業務継続計画）

年2回の研修及び訓練を計画、実施し、その記録を残す。また、BCPは定期的に見直しをする。

8 施設の管理

(1) 職員体制

職 種	人員 計(名)	内 訳		職 務 内 容
		兼務	非常勤	
施設長	1	他部署・管理者		統括に関すること
法人本部長	1	法人本部統括		法人事務の統括に関すること
事務員	1			総務・会計・庶務に関すること
生活相談員	2	介護職兼務 (1)		相談・援助に関すること
介護支援専門員	1	介護職兼務		施設サービス計画に関すること
介護職員	18	生活相談員兼務 (1) 介護支援専門員兼務 (1)	4	介護に関すること
看護職員	2			看護及び保健衛生に関すること
機能訓練指導員	1		1	機能訓練に関すること
管理栄養士	1			給食及び栄養管理に関すること
医師	2		2	診療に関すること
その他	3	宿直 (委託)		夜間の安全管理等に関すること
	1	清掃員	1	施設内清掃

(2) 介護サービス以外の一般業務

区 分	業 務 の 内 容
防 災	①消防計画及び防災設備等の自主点検 (防火管理者) ②火気使用場所での自主点検 (火気取締責任者) ③夜間勤務介護職員2名、宿直員1名
住 環 境	①臭気に対する気配り 冷暖房機による室温調節 ②居室等の調度品の調達及び模様替え ③介護備品 (車椅子、ベッド等) の清掃と管理
金品の管理	①現金および預金通帳の保管・管理 ②物品は氏名を明記して保管する ③預かり品は、預かり書を発行する
衛 生	①調理に従事する者の検便を毎月実施する ②疥癬等の寄生虫の感染症予防に努め、その対策を行う ③手指消毒器を使用し、感染防止に努める
緊急事態の対応	①緊急通報システムの使用による招集訓練の実施 ②夜間における火災の想定訓練の実施 ③夜間における行方不明者の捜索体制の確立

(3) 業務に係る主な帳簿 (財務関係は省略)

種 別	内 容
庶務日誌	施設一般事項について記載する
出張伺簿	出張の命令を受ける
時間外勤務命令簿	時間外勤務の命令を受ける
勤務諸届簿	年休等の管理
勤務交替簿	勤務を交代するときに記載し許可を得る

物品購入伺	消耗品・日用品購入時に記載し、許可を得る
修理・点検伺	修理・点検必要時に記載し、許可を得る
入居者台帳	生活歴，サービス内容その他の記録
介護支援専門員日誌	施設介護支援に関することを記録する
献立表	食事の内容
検食簿	給食の評価に関する記録
金銭出納簿	金銭出納に関することを記録する

(4) 会議

種 別	実 施 内 容
朝礼	夜勤者及び各部署の連絡、報告、「職場の教養」輪読
全職員会議（法人全体）	研修報告、連絡、報告、検討課題協議、研修
法人運営会議（〃）	施設全体及び各部署の運営等に関する協議
保健会議（〃）	保健衛生全般について、嘱託医を交えて協議
栄養ケアマネジメント会議（〃）	多職種で、入居者の栄養状態について協議
給食会議	給食について、各部署担当者が協議
ユニット会議	各ユニットの介護、看護等に関する協議
リーダー会議	各ユニット間の連絡、調整
看護職会議	利用者の体調に関する協議
サービス担当者会議	個別サービスに関する協議
運営推進会議	地域の方々も参加して、情報交換・意見交換等を行い、地域と連携しながら、サービスの質の向上を図る

(5) 委員会

種 別	実 施 内 容
お茶会実行委員会	お茶会の企画実行に関すること
にじの丘お楽しみ会実行委員会	にじの丘お楽しみ会の企画実行に関すること
広報委員会（法人全体）	広報誌の発行に関すること
セーフティケア委員会（以下含） ・事故発生防止のための委員会 ・感染対策委員会 ・苦情対策委員会	事故防止・感染症予防・苦情対応に関すること
身体的拘束適正化検討委員会	身体拘束廃止に関すること
虐待防止のための委員会（年1回）	虐待防止に関すること
安全衛生委員会（月1回）	労働者の危険又は健康障害・メンタルヘルスに関すること
褥瘡対策委員会	褥瘡の予防・処置に関すること
リスクマネジメント委員会	リスクマネジメントに関すること
グローアップ委員会	法人内の研修に関すること
入居検討委員会（年2回）	入居申込者名簿(入居必要性の高い順)・入居決定に関すること
苦情解決委員会（年1回）	苦情に関すること、第三者委員へ年間の苦情内容報告

(6) 防災計画

時 期	内 容
4 月	防災計画に基づき訓練計画の検討
6 月	災害時避難訓練総合
9 月	訓練（通報・避難・消火）
3 月	消防訓練（夜間避難訓練）
5,6,9,12,3 月	防災設備、危険物、建物等の安全点検

9 健康管理

(1) 嘱託医及び協力医療機関

①嘱託医・産業医

医療機関・医師	診療科目	勤務の形態
青柳内科医院 青柳龍平 青柳俊平（産業医）	内科 消化器内科 循環器内科 リハビリテーション科	月 1～2回 13:30～14:30 緊急時対応

②協力医療機関

医療機関名	診療科目	受診を必要とする理由
山口県済生会豊浦病院	総合診療	入院・検査を必要とする場合
関門医療センター	総合診療	入院・検査を必要とする場合
むらしま歯科菊川診療所	歯科	歯科の診療を必要とする場合
植田歯科医院	歯科	歯科の診療を必要とする場合

(2) 入居者の健康管理について…医務室管理

- ① 体 重 測 定：月 1 回
- ② 検 温：入浴日、体調不良時
- ③ 血 圧 測 定：週 1 回
- ④ 採血・心電図：年 1 回
- ⑤ 胸 写：年 1 回
- ⑥長谷川式認知症スケール(テスト)：年 1 回
- ⑦予防接種の推進

インフルエンザ予防接種（11月頃）：全額施設負担
肺炎球菌ワクチン(入居時希望確認)：全額自己負担
新型コロナウイルスワクチン（必要時、希望者のみ）

(3) 職員の健康管理について…医務室管理

- ①健康診断：年 2 回 4 月・10 月実施。
 - ・ 4 月…受診済みの新規採用者を除く全職員(菊水会)対象。
 - ・10 月…夜勤者のみ。生活習慣病予防健診を兼ねても可。
- ②予防接種の推進
 - インフルエンザ予防接種（11月頃）：一部施設負担あり
 - B 型肝炎予防接種：一部施設負担あり
 - 新型コロナウイルスワクチン（必要時、希望者のみ）
- ③職員の健康相談
- ④その他
 - ・衛生管理自己点検 ー 年 2 回実施（5 月・11 月）

(4) 安全衛生委員会…法人全体（産業医参加）

職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項について十分な調査審議を行うために設置する。

主な内容

- ・安全衛生に関する計画の作成・実施・評価・改善（年間計画含む）
- ・安全衛生教育の実施計画の作成（腰痛予防含む）：全職員会議等で実施
- ・長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策
- ・労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策（平成28年度から施行のストレスチェック含む）
ストレスチェックは、9月～10月の間、部署ごとに実施。

(5) 感染症対策

感染症への対策として、厚生労働省からの通知等を参考に対応する。

また、感染症流行時には、以下のような対策を行うとともに、平時より標準予防策（スタンダードプリコーション）を行うことで、施設内での感染予防に努める。

- ・施設内に立ち入る来訪者については、手指消毒とマスク着用を徹底し、検温を行い、連絡先等を記録する。また、面会者については、面会簿の記入をお願いする。
- ・職員は出勤前に検温を行い、体調不良時は出勤を控える。
- ・定期的に施設内の換気と手すり等のアルコール消毒を行う。
- ・流行の状況より、必要に応じて面会制限や立ち入り制限を行う。

10 ボランティア、介護実習、体験学習等

ボランティア活動に対しては積極的に受け入れ、施設地域間の相互交流を推進する。ボランティア登録制度を作り、ボランティアと職員が協力して福祉の向上を図る。また、関係機関から介護実習の依頼がある際には、積極的に受け入れ、福祉人材の育成に貢献できるよう努める。介護の体験学習を希望する者に対し受入を行い、介護の体験を提供する。

1 目的

地域住民等との交流拠点として、以下のとおり機能することを目的とする。

- ①地域交流スペースを活用しての交流イベントや日常的な交流活動
- ②イベント等への地域住民の参加
- ③ボランティアの受け入れや地域の元気高齢者の活動の場としての活用

2 方針

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）に示されている理念に基づき、地域福祉の拠点的立場にある本施設が、老人福祉を地域福祉の出発点とし、開かれた施設として、医療・保健等関係機関及び民間諸団体との連携のもと地域に即した創意と工夫により、地域社会との交流を深める中で地域住民の福祉に対する意識の向上と活動への積極的参加及び福祉サービスの総合的な提供を目指しながら、地域福祉の向上に努める。

3 活動目標

運営方針に基づき、施設を住民交流の場、福祉問題の学習の場、各分野の団体の連絡・調整の場として、地域福祉活動の推進拠点となるよう、次の2点に活動目標を置く。

(1) 広報活動

地域に開かれた施設とする為には、実情の認識が第一である。そのためには利用者の生活状況をはじめとし、施設職員の活動状況や行事等についての広報活動に努め、関心を強くし、施設と地域との一体的活動への足がかりとする。

また、地域福祉のための福祉サービスを行うには、相談・情報提供は欠かせない活動であるので、その効果的情宣活動に努める。

さらに老人福祉のみに限定せず、広い立場での住民との交流・交歓の場とするための広報活動に努め、その中で地域福祉に対する意識化を図る。

(2) 体験・実習活動

要介護者等に適切なサービスを提供するには、「自分がその身になって考え、行動する」ことが重要である。そのためには施設等を利用しての体験学習や実習、また社会福祉活動への参加等により、社会福祉への関心を高める。

特に若い人たちへの啓発活動として、高齢者に接することにより家庭生活のあり方を考え、人生の先達の姿より自分を見つめなおし、社会福祉への足がかりとする。

4 活動計画

利用者の余暇活動及び、日常生活上の機能訓練等の実施、また地域住民に開かれた共用スペースとして、学習や交流の面で幅広く活動の輪を広げ、地域に密着する為に創意工夫を凝らしていく。

以上の諸点に留意しながら、次の具体的活動の推進に努める。

(1) 広報活動

ア 広報誌の発行

堅苦しくなく、親しみのもてる広報誌を発行し、PRに努める。

イ ホームページの更新

情報の公開及び発信に努め、開かれた施設を目指す。

新しい情報が発信できるよう努める。

ウ 特別行事の広報案内

施設内の行事（お茶会、にじの丘お楽しみ会等）を広報案内し、広く参加を求め、施設に対する理解と認識を高めると共に地域福祉の向上に資する。

エ 相談活動の広告案内

法人内の各事業所が協力・連携し、相談活動の紹介案内を行う。
また必要に応じて他の相談機関等の紹介も行う。

オ 施設見学の受け入れ

来訪者の要望及び施設（福祉）に対する認識（知識・理解度）等を来訪前に十分確認し、可能な範囲で要望に答えるとともに来訪者の方々の施設認識等に合わせ説明に努める。

(2) 体験・実習活動

ア 中・高校生対象のボランティア活動の実施

夏期休暇を利用してボランティア（宿泊を伴う場合含む）を行い、老人高齢者介護、行事の手伝い等を通して体験学習をする。

イ 小学校の福祉関連授業（総合学習）への協力

来訪による触れ合い活動及び学校へ訪問し児童の質問に答え、触れ合い活動の支援を行う。

ウ 小学生、保育園・幼稚園児による施設訪問活動

発表、レクリエーション、ボランティア活動等による施設利用者との交流活動を行い、幼少時より高齢者・障害者の方と触れ合う機会を提供する。

エ 地域の諸種会合への会場提供

地域内自治会・ボランティア団体・青年団等各種団体の会議その他会合への会場を提供し、地域との交流を深める。

5 運営の実際

施設の利用者に対する日常のサービス提供に支障のない限り、地域交流の場として提供する。

(1) 計画立案

運営の実際、特に行事等の計画立案及び運営については、法人運営会議（各部署責任者）で協議し、相互の連絡調整を図りながら実施上の具体案を作成する。

(2) 職員の配置

主として、生活相談員及び事務員が外部からの対応に当たる。活動内容によっては、関係専門職員又は職員全員が協力して対応する。

(3) 利用施設

活動内容により、それぞれに必要な施設を提供する。特に、利用者代理人や友人が面会の際に利用者と共に宿泊する場合やボランティア等が宿泊を必要とする場合は、多目的室（和室）を利用する。

1 目的

認知症のある高齢者が、家庭的な雰囲気の中で共同生活を行い適切なケアを受けることにより、精神的に安定し健康で明るくその人らしい生活が送れるよう、利用者及び家族を支援することを目的とする。

2 方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った、個別の介護計画を作成することにより、利用者が尊厳をもって暮らすことができるよう適切なサービスを提供する。

にじの丘特別養護老人ホームとの連携、地域との交流をはじめとして、家族、関係機関、ボランティア等と協力しながら地域の中のグループホームを目指す。利用者の医療ニーズへの対応・重度化への対応を含めた体制づくりに努める。緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない介護を行う。

常に提供したサービスの質の向上及び、その評価として自己評価・外部評価・満足度調査アンケートを行う。

本年度法人目標『人材の育成と定着』の達成に向けて、マニュアルの見直し・周知を行い、質の高いサービスの提供及び効率的なサービス提供を推進する。新任職員がスムーズに職場に慣れるよう配慮するとともに、そのレベルに応じた成長を促すことができるよう育成プログラムの見直しを行う。

また、業務内容や職場環境を見直し、改善することによって、業務負担の軽減を図るとともに、職員がやりがいを持ち、ここで働き続けたいと思える施設を目指す。

3 目標

利用者の尊厳を守り、望みを大切にしながら、自分らしく暮らしていけるよう支援するとともに、地域とのつながりを大切に生活の継続に努める。

ゆったりとした時間の中で、利用者職員が生活を共にし、お互いを尊重し合い、やすらぎのある穏やかな毎日が過ごせる家庭的な環境づくりに努める。

食事の準備・家事・野菜の収穫や花の世話などの役割を持つことや、趣味・レクリエーション等の活動を通して、生きがいをもって生活していただけるような楽しい環境作りに努める。

4 内容

(1) 認知症対応型共同生活介護計画の作成（ケアプラン）

利用者の心身の状況及び置かれた環境並びに過去の生活背景等を把握した上で、できることと、できないことに着目したケアプランの作成を心がける。ケアプランは毎月1回評価を行い、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するとともに、利用者又はその家族に対し、懇切丁寧に理解しやすいよう必要な説明を行い、希望をお聞きする。

(2) 健康管理、医療連携

利用者の健康管理について、訪問看護ステーションとの契約により24時間連絡可能な体制とする。日常的健康管理及び医療機関との連携を図る。また利用者が重度化し看取りケアの必要が生じた場合も対応していく。

(3) 短期利用共同生活介護

定員の範囲内で短期利用者の受け入れを行う。

(4) 家族との連携

つばき館便りの発行や、定期的に家族会及び運営推進会議に参加して頂くことにより家族との連携を密にし、信頼関係の構築に努めるとともに、家族会に対し積極的に助言、協力を行う。

(5) 地域交流、ボランティアとの連携

日常的な買い物や地域行事等を通じて積極的に地域に出て地域住民との交流を図り、利用者の生活の質の向上及び活性化に努めるとともに認知症高齢者の正しい理解についての啓発の一役を担う。

(6) 地域密着型運営推進会議

利用者や家族会の代表、市の職員、警察官、消防関係者、地域の小学校校長先生、地域の自治会長、地域包括支援センター職員などで構成するメンバーで2ヶ月に1回会議を開催し、活動状況の報告等を行う。会議の中で出た要望・助言・地域の情報等を参考に、地域と連携し、開かれた事業とすることでサービスの質の確保、向上に努める。

(7) 特別養護老人ホームにじの丘との連携

特別養護老人ホームで開催する各種催し等に積極的に参加、協力あるいは協働する等その連携に努める。

(8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携。

(9) 年間行事予定

※感染症等の流行状況により、中止する場合あり。

4月	家族会日帰り旅行、花見、地域行事への参加（お大師様）
6月	家族会、にじの丘お茶会、菖蒲見物
7月	七夕、そうめん流し
9月	敬老会（グループホーム主催・地域主催）
10月	にじの丘お楽しみ会、家族会、コスモス見物
12月	家族会、クリスマス会・餅つき、忘年会、しめ縄づくり
1月	元旦（獅子舞）、初詣外出
2月	節分
3月	ひな祭り

【家族会の活動：年4回の家族会（内1回は日帰り旅行含む）、地域の行事への参加・協力等】

5 職員体制

職 種	人員	内 訳		職 務 内 容
		兼務	非常勤	
管理者	1	他部署施設長・管理者		職員及び事業の管理に関すること
計画作成担当者 （介護支援専門員）	1	介護職兼務		利用者の介護計画作成及び連絡調整に関すること
介護職員	8	計画作成担当者兼務（1）	2	利用者の介護に関すること
訪問看護職員	1			健康管理、主治医との連携等に関すること
オペレーター （介護福祉士）	5			定期巡回・随時対応型訪問介護看護にじの丘夜間帯のオペレーションサービスに関すること

6 協力医療機関

- ・青柳内科医院
- ・植田歯科菊川診療所
- ・関門医療センター
- ・むらしま歯科菊川診療所
- ・山口県済生会豊浦病院

7 研修・勉強会

- ・勉強会を3ヶ月に1回行う。（介護の知識、福祉施設職員としての人材育成を目指す）
- ・福祉施設職員としての各種研修、資格取得への積極的な参加を促す。
- ・会議、委員会、防災計画等は、特別養護老人ホームにじの丘事業計画に準じて行う。
- ・年2回BCP（業務継続計画）の研修及び訓練を計画、実施し、その記録を残す。また、BCPは定期的に見直しをする。

1 目的

在宅の要介護高齢者が地域で引き続き自身の能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、日中夜間を通して訪問介護と訪問看護が一体となり、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供する。また、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行い、地域において介護・医療の連携を目指す。

2 方針

- ・サービス計画に沿った援助をすることで、利用者が自立した生活が続けられるよう支援する。
- ・事業所理念「その人らしく～プライバシーの尊重」の下、利用者の尊厳とプライバシーを尊重し、その人らしく住み慣れた環境で暮らせるように支援する。
- ・利用者の人権擁護・自己実現の視点から身体拘束廃止、虐待防止、事故予防に努める。
- ・併設施設以外、周辺地域の在宅高齢者へのサービス提供が実現できるよう、体制構築に努める。
- ・業務継続計画に基づき、感染症や非常災害の対応を想定した研修・訓練を実施し、業務継続に向けた取り組みの強化に努める。
- ・法人目標「人材の育成と定着」の達成に向けて、職員が働きやすい職場環境作りに取り組む。現状を見直し、より効率的な業務のあり方を考え、職員の負担軽減と持続可能なサービスの提供を図る。

3 内容

（1）オペレーションサービス

あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。随時訪問が必要な場合は、適切な対応を行う。

（2）定期巡回サービス

利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、定期的にサービスを提供する。入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行う。

（3）随時対応サービス

利用者に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等を受け、内容に応じて相談や訪問等の対応をする。

（4）随時訪問サービス

「随時対応サービス」における訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問してサービスを提供する。

（5）訪問看護サービス

看護師等が医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

（6）その他のサービス

居宅介護支援事業者及び他の介護サービス事業者などへの連絡、調整を行う。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成を行う。

必要に応じて、サービス内容の変更を柔軟に行う。

4 営業の範囲

通常の事業実施地域は菊川町及び小月支所管内とする。

5 営業日及び営業時間

営業日：年中無休

営業時間：24時間

6 職員体制

職 種	人員	内 訳		職 務 内 容
	計(名)	他職種との兼務	内パート	
管理者	1	他部署施設長・管理者兼務		事業所の管理に関すること
オペレーター	11	訪問介護ステーション(6)、 グループホーム(5)	2	相談・援助に関すること
計画作成責任者	1	訪問介護ステーション(1)		サービス計画に関すること
訪問介護員	10	訪問介護ステーション(10)	4	訪問介護に関すること
訪問看護員	3	訪問看護ステーション(3)		訪問看護に関すること

7 研修計画

BCP（業務継続計画）等各種研修会、連絡会議等に積極的に参加する。また、部署の勉強会を計画し、参加する。

8 地域とのかかわり

6ヶ月に1回、介護・医療連携推進会議を開催し、事業所の現状を報告するとともに、推進委員より意見、要望等聞き、地域に開かれたサービス事業所とし、サービスの質の向上を図る。業務の改善及びサービスの質の確保を目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果を元に、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を1年に1回行い、その結果を公表する。

1 方針

高齢者の世帯が独居、または要介護状態となっても住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の一助として、生活支援サービス付きの高齢者向け住宅を提供する。また、併設の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業により、要介護状態になった場合でも必要な介護・看護サービスを提供することで、入居者の尊厳を守り、自立した日常生活の継続を目指す。併設のにじの丘地域交流スペースを利用し、日常生活に楽しみができるよう行事等の参加を促す。47ある居室の入居率が90%を超え、空室は残り僅かとなっているが、更なる広報活動を実施し、今年度中の満床を目指す。

2 内容

総戸数 47室 (内二人部屋 11室)

生活支援サービス (基本、有料)

安否の確認

緊急時の応急処置、救急車の手配、家族への連絡

介護保険サービスの相談

四季折々の外出、町内買い物ツアー

困りごとの相談

食事の提供 (有料)、受診の付き添い (有料) など

3 入居の条件

おおむね60歳以上の高齢者 (二人部屋の場合一人が60歳以上)

自立の方から要介護状態の方まで

4 職員体制

管理者 1名

事務職兼介護職 1名

庶務兼世話人 1名

調理員兼世話人 3名

調理員兼世話人パート 6名

宿直 3名

5 研修計画

法人内研修会、連絡会議等に積極的に参加する。

6 利用料金 (食事代別)

単位千円

部屋	家賃	共益費	生活支援サービス費 (二人)	戸数
Aタイプ	55	20	30 (60)	1
Bタイプ	55	16	30 (60)	10
Cタイプ	45	16	30	5
Dタイプ	35	11	30	28
Dsタイプ	20	11	30	3

1 目的

在宅で療養している方及び、障害のある方に、適切な医療的ケアを提供することにより、精神的な安定を図り、その人らしく生活が送れるよう支援することを目的とする。

2 方針

利用者の意思及び人格を尊重し、医療保険と介護保険の両面で主治医の指示により看護師が在宅療養者の自宅を訪問し、療養生活に不安のある方を医療従事者として専門の目で見守り支援を行う。

3 目標

研修会等に積極的に参加し、知識・技術の向上を図り、利用者の看護を行う。住み慣れたご自宅で自分らしい生活が送れるよう地域、他職種との連携を大切にされた支援を行う。

利用者、家族の生活を大切にし、お互いを尊重し合い、穏やかな毎日を過ごせるよう支援する。

4 内容

① 看護計画の作成

主治医の指示のもと、ケアプランに沿った看護計画を作成する。定期的、また状態の変化に応じ見直しを行う。

② 他事業所との連携

医師、介護支援専門員等他職種との連携がとれ、自宅で安全に安心して療養生活を送れるよう情報提供を行う。サービス担当者会議にも出席する。

③ 家族との連携

家族の不安を軽減し健康に安心して介護生活を送れるよう助言、協力を行う。

④ 看護の内容

・症状観察

・医師の指示による医療的処置

(褥瘡処置、点滴、留置カテーテル管理、人工呼吸器管理、在宅酸素療法管理、人工肛門、人工膀胱管理、在宅腹膜透析等)

・リハビリテーション

・日常生活動作の援助、指導（食事、排泄、睡眠、清潔、衣生活、環境整備）

・ターミナルケア

・家族などへの介護指導や相談

⑤ グループホームとの医療連携

⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携

⑦ 感染症対策に関すること（委員会への参加・研修・訓練等）

⑧ BCP（業務継続計画）を策定し、自然災害や感染症発生時においても必要なサービスが継続的に提供できる体制作り（研修・訓練等）

⑨ 虐待防止に関する事項の措置を講じる

⑩ サービス付き高齢者向け住宅との連携

5 営業の範囲

菊川町全域及び近隣町

6 営業日

月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前8時30分から午後5時30分まで

土曜日 午前8時30分から午後1時まで

* 24時間オンコール体制での対応をしている。

7 職員体制

職 種	人 員	職 務 内 容
管理者	1名（兼務）	職員及び事業の管理に関すること
看護師	3名	利用者の看護に関すること

8 研修計画

サービスの質の向上にむけて、積極的に各種研修会、連絡会議に参加するとともに、事業所内でも定期的に勉強会を実施する。法定研修（感染症、虐待防止、BCP等）の受講

9 利用料金

介護保険対象者は国の定めた自己負担基準による

各種医療保険対象者は国の定めた自己負担基準による

10 法人目標「人材の育成と定着」

「人材の育成と定着」の達成に向けて、職員が働きやすい職場環境作りに取り組む。

現状を見直し、より効率的な業務のあり方を考え、職員の負担軽減とサービスの質の向上を図る。